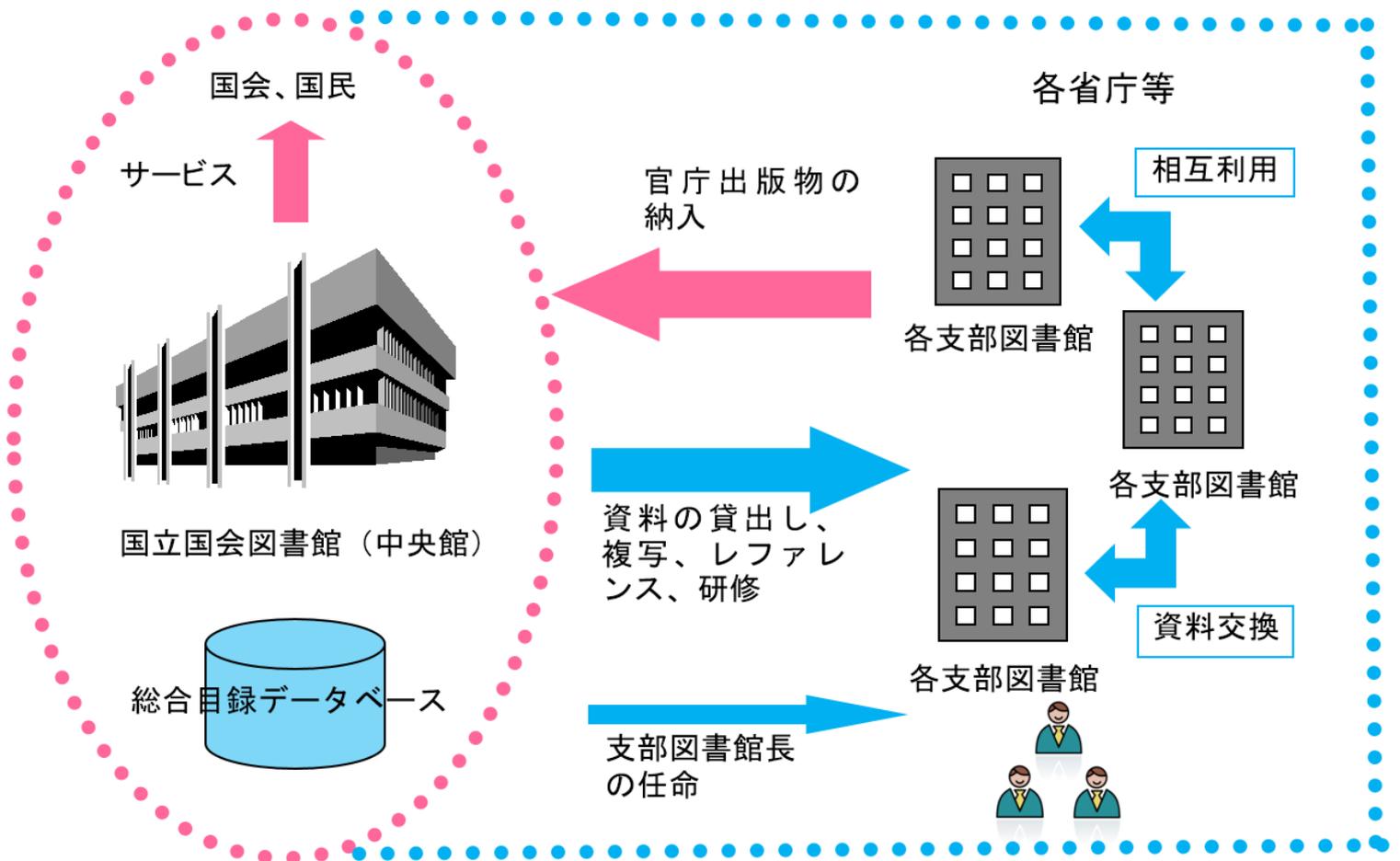


# びぶろすーBiblos

87号（令和2年4月）



## 特集：官庁出版物の収集と利用

表紙画像：

支部図書館制度の概要（国立国会図書館総務部支部図書館・協力課作成）

## 87号（令和2年4月） 目次

|   |    |
|---|----|
| 『びぶろす』87号刊行にあたって  | 2  |
| <b>+++【特集：官庁出版物の収集と利用】++++</b>  |    |
| 支部図書館を通じた官庁出版物の収集・交換<br>国立国会図書館総務部支部図書館・協力課運営係                                      | 3  |
| 国立国会図書館における資料の国際交換<br>国立国会図書館収集書誌部外国資料課国際交換係 大友 敏之                                  | 5  |
| 議会図書室における各府省庁等刊行物の受入及び利用について<br>新潟県議会事務局議事調査課 田村 ゆかり<br>後藤 由佳                       | 7  |
| ベルリン国立図書館における日本の官庁出版物の国際交換とその取扱い<br>ベルリン国立図書館 (文) ウルズラ・フラッヘ (博士 (日本学))<br>(訳) 山本 陽子 | 11 |
| 国の諸機関の出版物に関する納本率向上を目指す取組<br>国立国会図書館収集書誌部国内資料課収集第二係                                  | 20 |
| +++++   |    |
| 失われた戦前の古海図の搜索<br>海上保安庁海洋情報部情報利用推進課 矢吹 哲一郎   | 22 |
| 日本の学術情報における灰色文献<br>一国立国会図書館による学協会誌、会議録の収集・提供強化への取組<br>国立国会図書館利用者サービス部科学技術・経済課 相原 雅樹 | 28 |
| 第105回全国図書館大会三重大会に参加して<br>支部外務省図書館 齊藤 浩  | 35 |
| 市政専門図書館の建物と保存<br>国立国会図書館総務部管理課 齊藤 公治  | 38 |
| <b>【支部図書館紹介】</b>  |    |
| 支部経済産業省図書館を見学して<br>支部日本学術会議図書館 森田 健嗣  | 42 |
| 令和元年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会<br>国立国会図書館総務部支部図書館・協力課                            | 44 |

## 『びぶろす』87号刊行にあたって

『びぶろす』87号は、特集「官庁出版物の収集と利用」を中心に構成しました。

官庁出版物（府省庁等が刊行した資料）は、今やその多くがインターネットで公開されています。国立国会図書館では、平成22年（2010年）から国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により、国の機関のウェブサイトを保存・提供しています。それ以前には膨大な紙で発行された官庁出版物があり、今でも多くの紙資料が刊行されています。この特集では、そのような紙の官庁出版物が、どのような方法で収集され、保存され、国内外で利用されているのか、その一連の流れに注目しました。

「支部図書館を通じた官庁出版物の収集・交換」では、支部図書館制度に基づいた官庁出版物の収集の概要を紹介します。「国立国会図書館における資料の国際交換」では、官庁出版物が大半を占める資料の国際交換を紹介します。この仕組みによって海外の資料を収集し、当館の官庁出版物を海外の図書館に配付しています。「議会図書室における各府省庁等刊行物の受入及び利用について」では、国内での官庁出版物の利用を、「ベルリン国立図書館における日本の官庁出版物の国際交換とその取扱い」では、海外での利用を取り上げました。「国の諸機関の出版物に関する納本率向上を目指す取組」では、国の諸機関の出版物の納本率向上の取組について紹介しています。

そのほかに、今号の『びぶろす』では、灰色文献に関するIFLA年次大会での発表や、第105回全国図書館大会三重大会の参加報告、市政専門図書館見学報告、支部経済産業省図書館見学報告等を掲載しています。また、戦前の古海図の検索についての記事をお寄せいただきました。

この特集を通じて、官庁出版物の収集と利用にご関心を持っていただければ幸いです。

（編集担当）

【特集：官庁出版物の収集と利用】

# 支部図書館を通じた官庁出版物の収集・交換

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課運営係

## 1. 概要

国立国会図書館（以下「当館」といいます。）は、支部図書館制度の中核を担う中央館として、行政・司法各部門の支部図書館との間で図書館業務における協力体制を築いています。

各支部図書館は、所属する府省庁等が刊行した資料について、自館での保存・利用のほか、当館への納本、他の支部図書館との相互の寄贈・交換、専門図書館協議会及び都道府県議会図書館室への寄贈に関する事務を担っています<sup>1</sup>。特に、支部図書館間での官庁出版物の交換は、府省庁相互の情報交換や支部図書館の蔵書構築に資するものとして、支部図書館制度の創成期より続けられています。

## 2. 資料の流れと連絡自動車便

当館への納本及び他の図書館等との寄贈・交換を円滑に行うため、当館では連絡自動車便を運行しています。週に一度<sup>2</sup>（毎週水曜日と木曜日の午後）、職員1名が乗車したワゴン車が各支部図書館（分館を除く全27館）を巡回し、各支部図書館の協力の下、資料の受渡しを行っています。

他の図書館等との寄贈・交換は、当館を経由して行われます。各支部図書館から当館に送付された資料は、各館が作成したリストに基づき、指定した寄贈・交換先へ仕分けられます。他の支部図書館に配付される資料は、翌週の連絡自動車便に載せて送付先の支部図書館に届けられます。専門図書館協議会及び都道府県議会図書館室に寄贈される資料は、当館から各機関に引き渡されます。

（参考：連絡自動車便で送付される資料）

### ◆各支部図書館から当館に送付される資料

#### ①納本資料（年間29,879部）

当館の蔵書となるほか、諸外国・国際機関との間で官庁出版物を交換するためにも利用されます。

#### ②支部図書館間の寄贈・交換資料（年間11,233部）

各支部図書館へ配付され、各支部図書館で利用されます。

#### ③専門図書館協議会向け資料（年間3,164部）

専門図書館協議会事務局へ引き渡され、全国の地区連絡会で利用されます。

<sup>1</sup> 納本及び交換・寄贈業務を含む官庁出版物（官庁資料）の収集・利用を円滑に行うために、各支部図書館に官庁資料取扱責任者が置かれている。

<sup>2</sup> ゴールデンウィーク、お盆、年末年始を除く年間48週運行（平成30年度実績）。水曜日12館、木曜日15館の計27館。

④地方議会図書室向け資料（年間 1,002 部）

全国都道府県議会議長会事務局へ引き渡され、都道府県議会図書室で利用されます。

◆当館から支部図書館へ送付される資料等

- ①支部図書館間の寄贈・交換資料（上の②と同じ資料、年間 11,233 部）
- ②当館刊行資料（年間 2,077 部）
- ③外部より支部図書館への配付を委託された資料（年間 1,412 部）

（参考：連絡自動車便で送付される資料）

◆各支部図書館から当館に送付される資料（表 1）

| 資料区分                         | 用途              | 必要部数                   | H30 年度実績 |
|------------------------------|-----------------|------------------------|----------|
| ① 納本資料                       | 中央館（東京本館・関西館）蔵書 | 納本規程に拠る                | 29,879 部 |
|                              | 国会サービス部門の参考資料   |                        |          |
|                              | 諸外国・国際機関との交換資料  |                        |          |
| ② 寄贈・交換資料                    | 他の支部図書館の蔵書となる   | 支部図書館相互の要望、過去の送付実績等に拠る | 11,233 部 |
| ③ 専門図書館協議会 <sup>3</sup> 向け資料 | 専図協の全国の地区連絡会へ   | 原則 6 部                 | 3,164 部  |
| ④ 地方議会図書室 <sup>4</sup> 向け資料  | 都道府県議会図書室へ      | 原則 48 部                | 1,002 部  |

◆当館から支部図書館へ送付される資料等（表 2）

| 資料区分                    | 例                       | H30 年度実績 |
|-------------------------|-------------------------|----------|
| ① 支部図書館間の寄贈・交換資料        | 表 1 の②と同じ資料             | 11,233 部 |
| ② 当館刊行資料                | 『国立国会図書館月報』<br>『外国の立法』等 | 2,077 部  |
| ③ 外部より支部図書館への配付を委託された資料 | 『環境新聞』<br>『ESTRERA』等    | 1,412 部  |

（しぶとしょかん・きょうりょくかうんえいがかり）

<sup>3</sup> 専門図書館協議会：企業や団体の図書館・資料室、大学や研究所の図書館で構成されており、各支部図書館も会員になっている。支部図書館側では専図協会費の負担がなく、それを補う形で官庁出版物を専図協に納入している（平成 29 年度版『行政・司法各部門 支部図書館要覧』p.14 「(5) 他の図書館・機関との関係②専門図書館協議会」参照）。

<sup>4</sup> 地方議会図書室：都道府県議会図書室に送られ、都道府県議員の調査研究に資するための議会図書室資料となる（『要覧』p.14 「(5) 他の図書館・機関との関係①地方議会図書室に対する援助」、pp.169-170 「官庁刊行物の都道府県議会図書室あて送付に関する件」参照）。

【特集：官庁出版物の収集と利用】

# 国立国会図書館における資料の国際交換

国立国会図書館収集書誌部外国資料課国際交換係 大友 敏之

## 1. 概要

国立国会図書館（以下「当館」といいます。）は、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の条約<sup>1</sup>が定める「国の交換機関」として、出版物の国際交換を行っています。

当館が、交換相手先として登録している国や機関は約 160 개국 1,000 機関に上り、平成 30 年度にはそのうち約 60 개국の機関と交換を行いました。

当館から交換相手先に送付する資料の大半は、国立国会図書館法に基づき当館に納入される官庁出版物（国の諸機関、地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人等の出版物）です。その代わりに、外国の機関からは、一般の流通ルートには乗りにくい外国の官庁出版物を交換資料として入手しています。

一部の機関とは、相互の合意により、民間の一般出版物の交換も行っています。その中でも、チェコ、ポーランド、韓国等 10 개국の国立図書館とは、それぞれの国において出版された自国関係資料の交換を行っており、当館が国の中央図書館として力を入れている日本関係資料の収集ルートの一つとしています。

## 2. 交換の流れ

当館では、収集書誌部外国資料課国際交換係が国際交換の窓口となり、資料の選定や送付の調整を行っています。交換の最も一般的な方法として、提供可能な資料のリスト（以下「Exchange List」といいます。）を、お互いにメール等を通じて交換し、その中から入手したい資料を要望する流れを簡単にご紹介します。

当館では、例えば、図書については年 2 回、主題等で分類した Exchange List を作成し、当館ホームページを通じて主な交換機関に対し公開しています<sup>2</sup>（雑誌は年 1 回）。1 機関当たり 1 回の要望は 100 件までを上限としており、毎回 30～40 機関から多くの要望が届きます。提供可能な冊数が少ないタイトルに要望が集中した場合は、原則として「first come, first served（先着順）」で対応します。

一方、交換相手先から届いた Exchange List については、主題等によってあらかじめ分担が決められている当館内の選書担当に回付し、所蔵希望を問い合わせます。国際交換係にて各担当の希望を取りまとめ、交換相手先に対して主にメールにて要望を送っています。

交換資料の送付手段としては、各国とも主に国際海上輸送を利用しており、送付に関わる費用については原則として送付元が負担することになっています。

<sup>1</sup> 「出版物の国際交換に関する条約（昭和 59 年条約第 6 号）」及び「国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約（昭和 59 年条約第 7 号）」

<sup>2</sup> <https://www.ndl.go.jp/en/international/exchange/index.html>

### 3. おわりに

これまでの国際交換は基本的に冊子体資料を対象としてきました。しかし、近年は日本を始め多くの国において資料のデジタル化がますます進展しており、冊子体での刊行を中止するタイトルも多く見られます。今後も各国の刊行形態の変化を意識しながら、冊子体資料とデジタル資料のそれぞれの魅力や利点をいかせるような新しい国際交換の形を常に模索していきます。

(おおとも としゆき)

【特集：官庁出版物の収集と利用】

# 議会図書室における各府省庁等刊行物の 受入及び利用について

新潟県議会事務局議事調査課 田村 ゆかり  
後藤 由佳

## 1. 新潟県議会図書室の概要

新潟県議会図書室（以下、「議会図書室」という。）は、昭和 22 年の地方自治法改正による議会図書室の必置規定と、新潟県議会図書室設置条例（昭和 24 年 3 月新潟県条例第 5 号）に基づき、県議会議員の調査研究に資することを目的に設置され、昭和 60 年 6 月の県庁舎竣工に伴い、議事堂 1 階に移転し、現在に至っています。



議会図書室の受付カウンター

議会図書室は、当初、議会事務局調査課の所属でしたが、機構改革等を経て、現在は議事調査課に所属し、議員閲覧室 7 室及び閉架書庫を含む総面積は 264.81 m<sup>2</sup>、平成 30 年度末の蔵書冊数は 40,732 冊を数えます。このほか、新聞・雑誌を所蔵しており、代表的な地元紙である『新潟日報』は昭和 41 年以降の原紙を保存し、利用者の便宜を図っています。

職員は、図書係長（兼務）、専門司書、嘱託員各 1 名（令和元年 12 月末現在）で、専門司書と嘱託員は司書有資格者です。大きな特徴としては、開室以来、県立図書館との人事異動により司書職の正規職員が配置されていることが挙げられます。このため、業務ノウハウが継承しやすい環境であることから、議員をはじめとする利用者に対し、きめ細かなサービスの提供が可能となっています。

また、図書室業務のコンピュータシステムを平成 9 年度に導入し、目録業務のほか貸出等の利用者管理もシステム化することで、業務効率を高めているほか、「新潟県図書館等情報ネットワーク」に参加し、資料の相互貸借やレファレンス等で県立図書館をはじめ各機関との協力関係を築いています。

## 2. 各府省庁の刊行物の収集・受入

国立国会図書館は、国立国会図書館法第21条第1項第2号の規定に基づく都道府県議会図書館への支援の一環として、各支部図書館から納入された各府省庁の刊行物の一部を、全国都道府県議会議長会を通じて配付しています。議会図書館にも毎年数回送付されており、刊行物が届き次第、専門司書が書誌・所蔵データを作成し、蔵書登録を行っています。送られてくる様々な資料の中で、社会の現状や政府の施策をまとめた年次報告書である「白書」は、議会図書館でのレファレンスサービスはもちろん、議事調査課政策調査班が行っている政策調査においても、有益な情報ツールとして大変役に立っています。なお、蔵書登録が済んだ白書や年鑑類は、議会図書館の出入口からほど近い書架に、NDC（日本十進分類法）順に配架しており、スペースの都合上、直近5年分の資料を並べ、その後は書庫に一定期間収蔵しています。



議会図書館で所蔵する白書

ところで、「白書」は原局版（閣議や国会等に提出される段階のもの）と市販版でタイトルが異なることがよくあります。議会図書館に送付されたものが原局版で、このケースに当てはまる場合、背表紙に市販版のタイトルを補記したり、タイトルの違いを説明した紙を掲示したりすることで、目的の資料がすぐ探し出せるよう工夫しています。

また、送付のなかった白書・年鑑類については、地元の書店から購入し、欠号のないように留意しています。

近年は、各府省庁のホームページに白書が掲載されることも増えましたが、通読しやすく、かつ複数の資料を一度に比較できるというメリットを持つ紙媒体の白書を大いに活用していただくために、議会図書館からも利用方法を提案する等、貸出等につなげていけたらと考えています。

## 3. 各府省庁の刊行物の活用事例

議事調査課政策調査班では、議員から依頼を受けた各種調査業務のほか、本県議会議員の政策立案活動や調査活動を積極的に支援するため、各行政分野の県政課題に即した政策調査を行

い、調査結果をまとめた各種レポート等を作成して議員へ配付しています。

議会図書室に配架されている各府省庁の白書や年鑑類は、政策調査において、調査テーマの現状や課題等を把握し、政府の取組や先進事例を知るための資料として活用しています。また、各種レポートの作成時には、調査結果を分かりやすく紹介するため、出典を明示した上で、白書等に掲載されている統計データや図表を引用することもあります。



#### 政策調査班の発行資料

例えば、令和元年12月定例会時に作成した『政策調査レポート』第148号では、福祉行政をテーマとした「深刻化するひきこもりの現状と対応について」において、ひきこもりの実態を統計的に示すために、内閣府の『令和元年度子供・若者白書』の調査結果を引用しています。

また、最近の社会情勢に関するキーワードについてコンパクトに解説した『用語解説レポート』(月2回発行)においても、カタカナや略語が多い時事用語を分かりやすく解説するため、白書等を引用することがあります。例えば、次世代通信規格「5G」(5th Generation)を解説した『用語解説レポート』No.380では、5Gの実現に向けた総合的な実証試験の事例として、総務省の『令和元年度情報通信白書』の図表を引用しています。

このように、政策調査班では、議員依頼調査だけでなく、各種政策調査の結果報告をまとめる一連の過程において、各府省庁の刊行物を活用しており、引用したデータや事例等の出典を明示することで、調査結果の信頼性を高めています。

なお、ここで引用している白書等は各府省庁のホームページからダウンロードすることもできますが、紙媒体ならではの一覧性の高さや、手元の資料を見ながら同時にPC作業ができる扱いやすさから、議会図書室へ送付された刊行物が大変役立っています。

#### 4. おわりに

議会図書室は設置当初と時代が大きく変化し、個人の情報収集手段が多様化したことで転換期を迎えています。

新しい試みとしては、議会図書室への関心をより一層深めていただくため、政策調査班が作成したレポートに、テーマに関連した議会図書室の蔵書紹介ページを設ける等、課内での連携強化を図ったところです。

また、議会図書室のカウンター周辺は、これまで新着図書が隙間なく並び、利用者と本を挟んで対応していましたが、配置を見直した結果、コミュニケーションがとりやすい空間となり、好評を得ています。さらに、新着図書についても表紙を見せて展示することで、利用者が手にしやすいよう趣向を凝らしています。

このほか、議会図書室で年4回発行している『議会図書室だより』は、従来、新着図書リストがメインでしたが、資料の紹介ページを増やし、読み物としても楽しめるよう広報にも力を入れています。

インターネット上に無数の情報がある現代だからこそ、情報収集・リサーチのスキルを有する「頼れる司書」と、各府省庁の刊行物も含め、議会活動に役立つ資料が豊富に揃った「使える図書室」を目指し、ますます利用していただけるよう、今後も手探りではありますが取り組んでいきたいと思えます。

(たむら ゆかり、ごとう ゆか)

【特集：官庁出版物の収集と利用】

# ベルリン国立図書館における日本の官庁出版物の国際交換とその取扱い

ベルリン国立図書館 (文) ウルズラ・フラッヘ (博士 (日本学))

(訳) 山本 陽子

## 1. 歴史

ベルリン国立図書館<sup>1</sup>における東アジア資料および官庁出版物収集の歴史は長い。当館東アジアコレクションの始まりは、当館が選帝侯図書館として設立された1661年に遡る。すでに1683年には、当館で初めて印刷された目録である中国語資料目録に25品目(のべ276巻)が記載されていた。しかし日本語資料が東アジアコレクションに加わったのは、その大半が日本開国後のことであった。

1861年に日本と修好通商条約を締結したプロイセン王国の使節団は、日本の書籍や絵巻、地図などを当時の王立図書館のために収集した。これと同時期の1862年、プロイセン当局が官庁出版物を王立図書館に納入するよう法令で義務づけたことで、ドイツ語の官庁出版物の組織的な収集も開始された。

時代は20世紀となり、1922年には東アジア部<sup>2</sup>が独立した一部門として開設された。第二次世界大戦が始まると、当館の所蔵資料は当時のドイツ帝国領の各地に疎開させられた。官庁出版物は大部分が戦争による破壊や散逸を免れたが、東アジアコレクションの数は激減した。大戦終結後、ドイツが東西に分断されたことで、図書館は東と西のそれぞれに置かれることとなった。ウンター・デン・リンデン大通りに位置する元の本館は東ベルリンに属していた。東ドイツ(DDR)の官庁出版物は依然として収集されていたものの、同国が社会主義体制を敷いたことで、資本主義国家の日本から出版物を入手することは困難になった。一方、西側諸国の占領地域で戦争を生き延びた同館の所蔵品は、マールブルクに作られた「西ドイツ図書館」に集められた。

<sup>1</sup> <https://staatsbibliothek-berlin.de/en/>

<sup>2</sup> <https://staatsbibliothek-berlin.de/en/about-the-library/departments/east-asia-department/>



画像 1. 2013 年、ウンター・デン・リンデン館に新たな図書閲覧室がオープン（写真: cinemadirect, Berlin）

東アジア部は西側時代の 1951 年から統一後の 2015 年にかけて、ドイツ研究振興協会<sup>3</sup>（Deutsche Forschungsgemeinschaft、略称 DFG）の経済的支援の下、いわゆる特別収集領域を担当した。担当の領域は人文科学および社会科学分野に限定した東アジア・東南アジア地域内の資料であった。DFG の支援によって設立された新しく近代的な東アジアコレクションと同様に、1954 年には政府文書も特別収集領域として、まずはマールブルクの西ドイツ図書館で取り扱われることとなった（1978 年-2006 年、ベルリン館が引き続き担当）。さらに 1956 年、官庁出版物のための独自の部署（官庁出版物部）が同館に設けられた。同部は 1959 年 7 月に国立国会図書館と協定（Agreement between the National Diet Library, Tokyo, Japan and the Federal Office for the International Exchange of Official Publications, Marburg/Lahn, Federal Republic of Germany, for the exchange of official publications of their respective governments）を結び、ドイツ日本間の官庁出版物交換の 60 年にわたる長い歴史がここに幕を開けた。

1978 年、ベルリンの壁近くに位置する西ベルリン・ポツダム通りに図書館が建設され、東アジア部および官庁出版物部を含む図書館全体が、マールブルクから西ベルリンに移転した。そして迎えたドイツの統一をもって、東西に分かれていた二つの図書館もプロイセン文化財団ベルリン国立図書館として再び統合された。

## 2. 現在

2004 年、部署再編の過程で官庁出版物部が閉鎖されて以来、官庁出版物は言語別に管理され

<sup>3</sup> <https://www.dfg.de/jp/index.jsp>

ている。西洋語の官庁出版物は蔵書構築部<sup>4</sup> (Abteilung Bestandsaufbau) が担当している。ベルリン国立図書館は4つあるドイツの官庁出版物の国立収集拠点の一つである。さらに当館は、国連 (1956年以降) や欧州連合 (EC:1963年以降、EU:1993年以降) といった国際機関の文書保存図書館でもある。西洋語以外の言語による官庁出版物は、各言語を扱う部署が担当している。すなわち日本語の官庁出版物は東アジア部日本課が担当するということになる。

ベルリン国立図書館はもともと国立国会図書館からいわゆる「フルセット」、日本語および英語で書かれた全ての官庁出版物を受け取っていた。しかし日本語の出版物に関しては2008年から2009年にかけて特別収集領域の学問分野に準ずることが決定され、人文科学と社会科学に限定した交換になった。この方針転換は受け入れるタイトル全体数の減少につながった。



画像 2. ポツダム通り館 (写真: SBB-PK /C. Koesser)

東アジア部および蔵書構築部はともにポツダム通り館内にあり、国立国会図書館から年に4度送付される船便は同館に届けられる。通関業務およびハンブルク港からの輸送の手続きは、蔵書構築部・経理課が一手に担う。国立国会図書館からの受け入れ資料は日本語と英語のタイトル別に梱包されているため、言語に応じたそれぞれの部門で素早く分類される。日本語の官庁出版物の処理については以降に詳しく説明するが、手順はどちらの言語でも基本的に同じである。種類により担当者が異なるため、届いた資料はまず雑誌と図書資料に分けられる。ではまず雑誌について説明する。

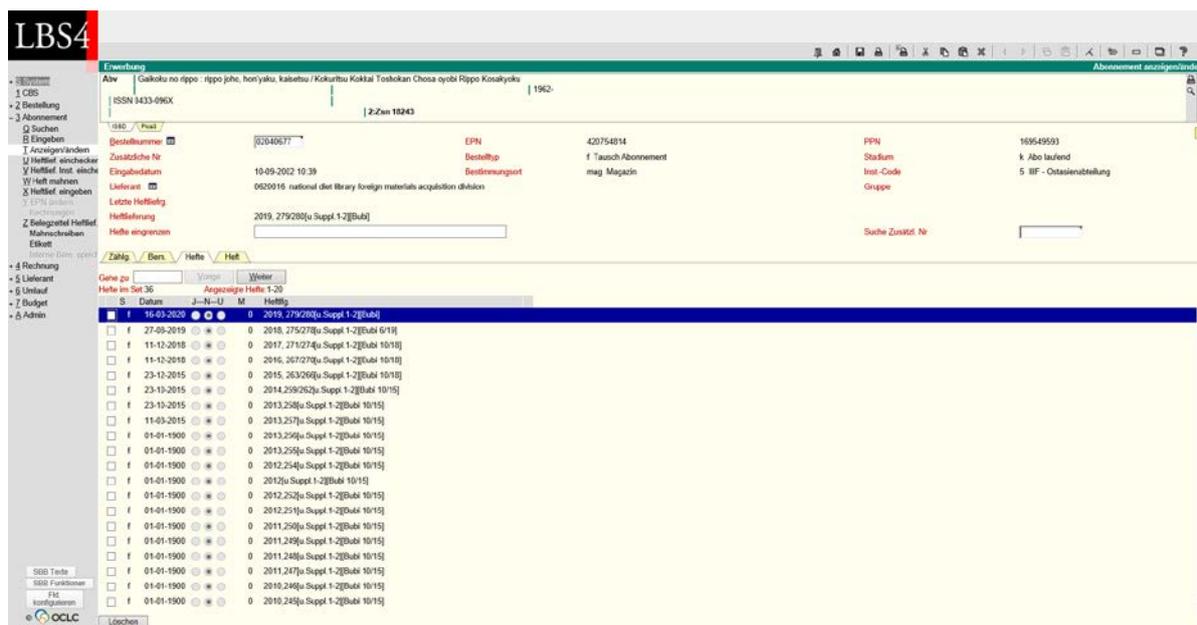
### (1) 雑誌

国立国会図書館との合意に基づいて作成されたリストには、当館が定期的に受け取る雑誌一覧が掲載されている。これに加え12月に届く国立国会図書館の交換リストを通じて、そのほ

<sup>4</sup> <https://staatsbibliothek-berlin.de/en/about-the-library/departments/collection-building/>

かの雑誌を入手する機会も提供されている。雑誌はまず年刊誌とその他の刊行物に分類される。年刊の雑誌の場合、一冊ずつ登録して製本された後、ただちに書庫に送られる。その他の雑誌は製本して書庫に収める前に、その年に発行された全ての号が揃うのを待たなくてはならない。

2000年以降、雑誌の管理は電子システムによって行われている。現在のバージョンはLBS4(OCLC)で、ここに全ての冊子が登録される。受入業務の際に一冊ずつ登録番号が手書きで記入され、ベルリン国立図書館の蔵書印が押される。作業時には、書誌情報が最新の状態かどうかともあわせてチェックされる。例えばタイトル変更や編集者の交代といったケースには、新たな書誌を作成するか、既存の書誌を修正する必要がある。



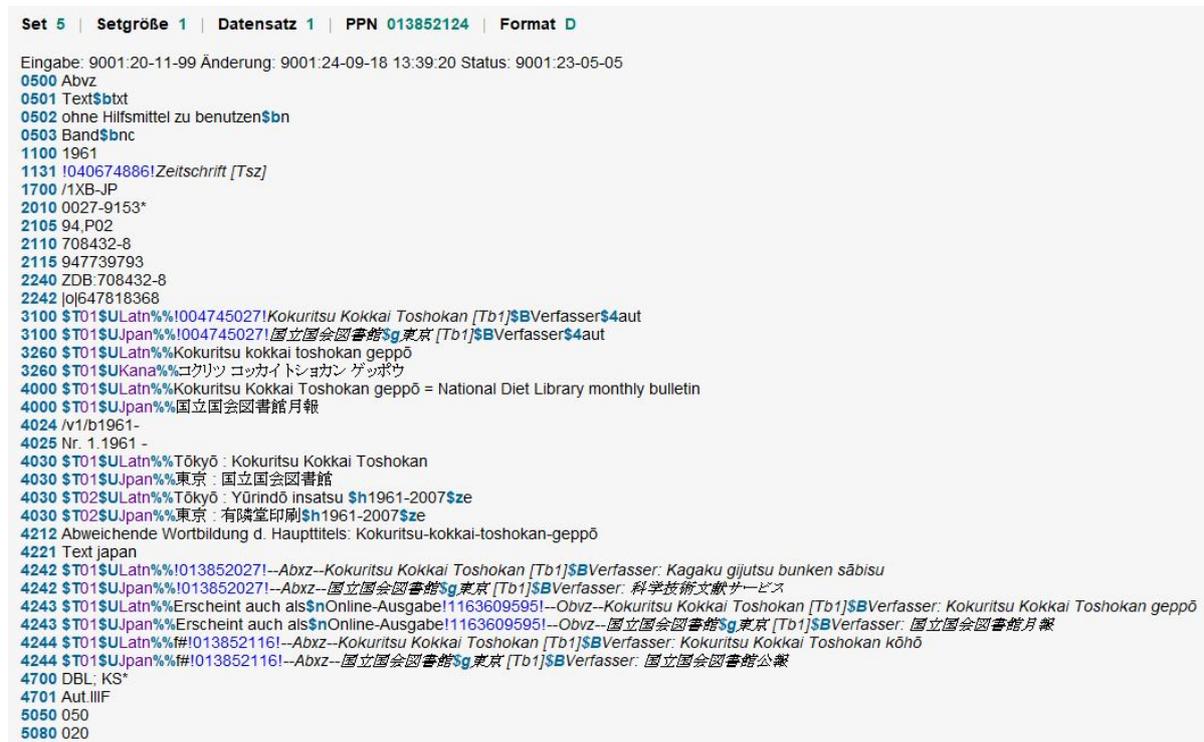
画像3. 雑誌「外国の立法」LBS4上の管理用データ画面

ドイツにおける雑誌の総合目録は、いわゆる雑誌データベース<sup>5</sup>(Zeitschriftendatenbank、略称ZDB)である。ベルリン国立図書館およびドイツ国立図書館(フランクフルト・アム・マインおよびライプチヒ)が、同データベースの運営および開発の共同責任館を務める。ZDBには出版時期を限定せず、紙・電子媒体を含むあらゆる記録形式におけるあらゆる言語の雑誌、新聞、逐次刊行物等、180万タイトルに及ぶ書誌が登録されている。現在、ドイツとオーストリア国内の図書館およそ3,700館が、ZDBに所蔵書誌を登録している。それゆえに同データベースは、図書館間相互貸借を実施するための重要な検索ツールとして重用されている。ZDBでの登録作業は2015年までドイツの目録規則ZETAに従って行われていた。2015年10月以降は、国際的なRDA目録規則(資源の記述とアクセス)が、RDAツールキットに統合されたドイツ語圏におけるアプリケーションガイドライン(D-A-CH-AWR)に準拠する形で適用されている。

運用当初は技術的な理由により、ZDBにオリジナルの文字を入力することが出来なかったた

<sup>5</sup> <https://www.zeitschriftendatenbank.de/startseite/>

め、日本語の雑誌もへボン式ローマ字表記による翻字のみで記述されていた。しかし 2013 年下半期よりオリジナルの文字が入力できるようになり、新規作成書誌には翻字と並行してオリジナルの文字も記述されるようになった。ベルリン国立図書館の蔵書を含む旧規則に従い作成された多数の書誌には、当館東アジア部のプロジェクトを通じて、東アジア諸語の文字が追加されている。しかし全ての書誌に日本語表記が追加されたとはまだ言えず、同データベースを検索する際にはローマ字表記を引き続き使用することが望ましい。



画像 4. 雑誌データベース ZDB の「国立国会図書館月報」作業用画面

雑誌データベース上の当館蔵書データ全レコードは定期的にダウンロードされ、当館のオンライン蔵書目録である StaBiKat<sup>6</sup>に一括登録される。日本語の官庁出版物のうち逐次刊行物はこちらで検索することが可能である。

<sup>6</sup> <http://stabikat.de/en/>

Search **Results** Advanced search Saveset Help

SBB

search [and] All words (XALL) sort by year of publication approximate search

search

search history shortlist title data

results

Periodical: [Kokuritsu Rekishi Minzoku Hakubutsukan nenpō](#)  
 国立歴史民俗博物館年報

Corporate body: [Annual report / National Museum of Japanese History](#)  
[Kokuritsu Rekishi Minzoku Hakubutsukan <Sakura> \[Verfasser\]](#)  
[国立歴史民俗博物館 <佐倉> \[Verfasser\]](#)

Language/s: Japanese, English

Publication statement: Sakura : Kokuritsu Rekishi Minzoku Hakubutsukan ; 佐倉 : 国立歴史民俗博物館 [2005-], 2005-

Type of content: Zeitschrift

Numbering: 1.2004(2005) -

Note: Vorg.: [Kokuritsu Rekishi Minzoku Hakubutsukan kenkyū nenpō](#). - Sakura : Kokuritsu Rekishi Minzoku Hakubutsukan, 1993  
 Abweichende Wortbildung d. Hauptsacht.: Kokuritsu-Rekishi-Minzoku-Hakubutsukan-nenpō  
 Text japan., Zsfassung engl.  
 Ersch. jahrl. 2201875-X

ZDB-ID:

Shelf mark: **Zsn 121867**  
 ● Zsn121867-1.2004 bestellen  
 ● Zsn121867-2.2005 bestellen  
 ● Zsn121867-3.2006 bestellen  
 ● Zsn121867-4.2007 bestellen  
 ● Zsn121867-5.2008 bestellen  
 ... [Verfügbarkeit weiterer Bände anzeigen](#)

Location: Potsdamer Straße

Available: 1.2004(2005) -  
 Jahrgänge bis einschließlich 2010 im Außenmagazin

Save  
Analyse Set  
New Search

Additional catalogues  
Subject search as of 1946  
Subject search 1501 - 1955  
Reading room

Ask a librarian  
Library Account  
Interlibrary loan  
DigiService  
Book order suggestion

Datenschutz (Privacy Policy)  
Impressum

画像 5. 「国立歴史民俗博物館年報」のユーザー向け目録画面

ここで官報についても言及しておこう。官報は日本の公の機関紙として非常に重要な資料だが、官報の知識を持つ図書館員なら、ほぼ毎日発行される本紙および多岐にわたる号外を登録する作業が労力を伴うことも理解しているであろう。月ごとに官報の小包が届けられると、これを分類する作業が待っている。同紙の蔵書管理を迅速に行うため、特別な登録番号用スタンプが用意されている。



画像 6. 図書館蔵書印と印の押された官報号外 3 点 (写真: SBB-PK / U. Flache)

ベルリン国立図書館所蔵の日本の官庁出版物 (雑誌) (2020 年 2 月現在)

| 官庁出版物 (雑誌) | 合計  | 収集継続中のタイトル | 完結済みのタイトル |
|------------|-----|------------|-----------|
| 日本語        | 631 | 290        | 341       |
| 英語         | 246 | 23         | 223       |
| 合計         | 877 | 313        | 564       |

## (2) 図書

官庁出版物の図書資料も定期的に船便で届けられる。あらかじめ入手を希望する資料の発行者一覧が国立国会図書館との間で取り決められている。同一覧表には、例えば国立公文書館、国立国語研究所、文化庁、東京国立博物館、国立劇場、国会といった重要な施設・機関の名が並び、当然そこには国立国会図書館も含まれている。

国立国会図書館はこれに加えて、日本国外の図書館等を対象に毎年3月と9月に幅広い図書資料の交換リストを提供している。同リストには通常の書籍取引に含まれない資料が主に掲載されているため、蔵書構築の上で大変な価値がある。提供される資料は、地域および市町村立美術館・博物館の展覧会図録、地域史、地方の人物伝、地域および市町村立図書館等の資料目録、寺社出版物、あるいは地方の祭礼記録などバラエティに富んでいる。交換リストの内容は多岐にわたっており、ドイツの日本学研究にとって大変有用なものとなっている。選択できるのは毎リスト100タイトルまでという制限があり、最終的に当館が何冊受け取れるのかは運任せである。入手は「先着順」と決まっており、時差のせいでドイツは常に一步遅れを取るようになる。30タイトルしか受け取れない時もあるが、90タイトルを入手出来るような場合には喜びもひとしおである。

本来ドイツでは、図書資料はドイツの目録規則 RAK (Regeln für die alphabetische Katalogisierung) に従って記述されていたが、2015年から徐々に RDA への切り替えが行われた。ベルリン国立図書館は、北ドイツの複数の州で構成され、PICA データ形式を適用する共同図書館連盟 (Gemeinsamer Bibliotheksverbund, 略称 GBV) の参加館である。GBV に RDA が導入されたのは2016年初頭のことである。英語の官庁出版物は GBV で目録化され、StaBiKat を通じて検索することが出来る。一方、日本語の官庁出版物は東アジア部のオンライン所蔵目録<sup>7</sup>にされる。

官庁出版物の場合、登録作業と同時に受入業務も行われる。図書資料は資料ごとに登録番号と貸出用の電子番号が割り当てられ、資料の2か所に蔵書印が押される。ソフトカバーの資料は、まず製本に回され、その後書庫へ納められる。登録番号は書庫収納場所のアドレスであり、決まった形式で記述される。

---

<sup>7</sup> <https://crossasia.stabikat.de>



画像 7. 東アジア部オンライン蔵書目録の「特別図書館間貸借（ブルーローン）」リンク

### (3) FID アジア・CrossAsia の利用

閉架式図書館であるベルリン国立図書館においては、全ての資料はオンライン蔵書目録を通じて請求する必要がある。近年の雑誌各号および蔵書構築部の最近の蔵書（ともに日本の官庁出版物含む）は、ポツダム通り館に置かれている。一方、東アジア部の所蔵する図書資料は官庁出版物も含め、全てがベルリン郊外にあるフリードリヒスハーゲンの書庫に収納されている。一日に一回、ポツダム通り館、ウンター・デン・リンデン館、フリードリヒスハーゲン書庫の全ての拠点で輸送車が回って資料の集配を行う。古書（1955 年以前）や貴重書、あるいは取り扱い注意の資料は閲覧室での利用に限定されているが、その他の資料は登録したユーザーへの館外貸し出しが可能である。

さらに東アジア部の蔵書資料は、日本の官庁出版物も含めてドイツ全土へ貸し出される。東アジア部は 2016 年以降 DFG の経済的支援を受け、いわゆる「専門情報サービス」（Fachinformationsdienste、略称 FID）を管理しており、ハイデルベルク大学図書館および同大学南アジア研究所の協力の下、アジア地域の人文学、社会学、経済分野を包括する FID アジア・CrossAsia を運営している。

DFG の助成金によって、日本の雑誌および図書の幅広い収集に加え、電子リソースやデータベースのライセンス購入も行われる（例：日本の日刊新聞データベース）。ポータルサイト CrossAsia<sup>8</sup>の運用と開発も FID アジアの業務である。日本の官庁出版物を含むアジア全ての資料およびそれに関するサービスは CrossAsia に紐づけられている。主要なサービスの一つは東アジア諸言語資料のためのサービス、いわゆる「特別図書館間貸借（Blauer Leihverkehr = ブルーローン）」である。ドイツ国内には 20 か所近い日本学研究機関がある。サービス登録済み機関の所属メンバーは、CrossAsia の提供するデータベースを使用する権利、あるいは「ブ

<sup>8</sup> <http://crossasia.org>

ルーローン」を通して論文や図書を注文する権利を有している。

希望資料のリクエストを送ることも可能である。FID アジアのディスカバリー・システム「CrossAsia サーチ」には、「利用者主導型蔵書構築法 (PDA) 指標」として国立国会図書館の OPAC のデータも API 経由で検索インデックスに含まれている。「購入を提案する (Suggest for acquisition)」のボタンを通じて、資料の購入リクエストが行える。もちろんユーザーが官庁出版物の購入を提案することもできる。希望資料タイトルは購入後処理を経て、「ブルーローン」の枠内で利用することが可能となる。

The screenshot shows the CrossAsia search results page. At the top, there is a navigation bar with 'CrossAsia', 'Resources', 'Service', and 'My CrossAsia' menus, along with a search box and a 'Login' button. Below the navigation bar, the search results for '東日本大震災 図書館' are displayed. The first result is '東日本大震災と図書館 = The great east Japan earthquake and libraries'. The metadata for this result includes Authors (National Diet Library), Series (Library Research Report), Language (Japanese), Subject (Library-Japan, Great East Japan Earthquake (2011)-Recovery), Publisher (Keio University), Datum (2012), Format (352p; 30cm pp.), and Source (NDL OPAC). A blue arrow points to the 'Suggest for acquisition' button. To the right of the main result, there are filters for Catalogues, Type, Languages, and Subjects. The second result is '被災地の図書館は今(5)東日本大震災と図書館: 3年目の始まり'.

画像 8. クロスアジア検索結果と購入リクエストのリンク

雑誌記事の入手に関しては、国立国会図書館の尽力に負うところが大きい。例えば、当館未所蔵の日本語雑誌に掲載された論文が「ブルーローン」を通じて請求される場合、当館は希望資料を入手するために国立国会図書館遠隔複写サービスを利用する。FID アジアが費用を負担し、国立国会図書館からの複写物がユーザーの所属機関に送られる。

### 3. 終わりに

ここまで見てきたように、国立国会図書館とベルリン国立図書館は多方面にわたる協力関係を築いてきた。国際交換を通じて当館が受け取る官庁出版物等の資料もさることながら、豊富な蔵書と優れた書誌データを有する国立国会図書館は、ドイツの日本学研究にとってなくてはならない存在である。

(Ursula Flache、やまもと ようこ)

【特集：官庁出版物の収集と利用】

# 国の諸機関の出版物に関する納本率向上を目指す取組

国立国会図書館収集書誌部国内資料課収集第二係

国立国会図書館（以下「当館」といいます。）では、国内で発行された出版物のうち、単行書扱いする資料の収集・受理を担当する部署として、国内資料課内に三つの係を置いています。そのうち、国の諸機関の出版物の収集・受理は、収集第二係が担当しています。

## 1. 日常的な収集業務

国の諸機関の出版物は、日常的には各府省庁等に置かれた当館の支部図書館を通じて受渡しを行います。毎週、当館発の連絡自動車便（以下、「連絡便」といいます。）で各支部図書館を回り、出版物を収集しています。行く先は 27 か所に及ぶため、連絡便は二日に分けて運行しています。各支部図書館とは、この収集に当たり、納本資料リストのやり取りを行い、受渡時に遺漏がないよう努めています。また、こうした普段からの支部図書館との連絡体制の維持は、資料の納本依頼や様々な問合せ対応を円滑に行う上で役立っています。

連絡便により収集した資料は、当館に到着後直ちに仕分けし、受理、書誌データ作成等、図書館資料として利用に供するための一連の流れに乗せます。

国の諸機関の出版物の納本部数は、一部を除き、10部と規定されています。当館における資料配置の基準では、1部目が東京本館（児童書は国際子ども図書館）、2部目が関西館に配置されます。3部目以降については、様々な国及び地域の諸機関並びに国際機関に送付し、相手国の出版物と交換するために用います。また、調査及び立法考査局での調査業務に用いたり、科学技術・経済情報室等の専門室で利用者が手にとって見られるように開架したりすることがあります。

## 2. パンフレットによる広報活動

国の諸機関の出版物のより網羅的、効率的な収集を実現するため、広報用パンフレット「納本のお願い（国の諸機関・独立行政法人等の出版物）<sup>1</sup>」を用いて、納本制度の周知活動に取り組んでいます（地方公共団体・大学等の出版物用<sup>2</sup>、民間出版物用<sup>3</sup>もあります）。制度の分かりやすい解説を意図したもので、支部図書館をはじめ、国の機関等には年に一度、秋ごろにお送りしています。また、支部図書館や各府省庁等からの依頼により随時配布しており、府省庁によっては職員研修の際に、百数十人の受講者に1部ずつ配布してくださることもあります。

<sup>1</sup> [https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/pdf/deposit\\_request\\_govt.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/pdf/deposit_request_govt.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/pdf/deposit\\_request\\_local.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/pdf/deposit_request_local.pdf)

<sup>3</sup> [https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/pdf/deposit\\_request\\_pvt.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/pdf/deposit_request_pvt.pdf)

### 3. 未所蔵資料の調査と納本の依頼

当館に所蔵のない資料については、発行機関に対し、納本の依頼をしています。

納本依頼に当たっては、年に一度大規模な調査を行い、当館に納本されていない官庁出版物の抽出をします。国の諸機関の出版物については、主に支部図書館の所蔵データベースである各支部図書館のOPACのデータと当館所蔵データをマッチングさせて、未所蔵分をリスト化して納本依頼しています。また、国立国会図書館サーチから提供している「国立国会図書館総合目録ネットワーク（ゆにかねっと）」を利用した、都道府県立図書館等の所蔵データと当館所蔵データのマッチング及び当館未所蔵資料のリスト化も行いますが、こちらは主として地方公共団体の出版物の調査で活用しています。リスト化された納本依頼対象資料については、改めて所蔵がないことを慎重に確認します。未所蔵であることが明らかとなった資料については、リストをメールで送付するか、印刷した伝票を連絡便で各省庁を回る際に手渡しして、納本を依頼します。

もちろん、未所蔵資料の調査及び納本依頼は、こうした大規模調査の時にのみ行われるものではありません。収集第二係では、日常的に、未所蔵資料の調査を行い、官庁出版物の網羅的な収集に努めています。例えば、シリーズ物や巻次のある出版物で途中の巻の納本があった場合などには、その前の巻の納入状況について調査し、未納本の場合は、直ちに発行機関に納本を依頼するよう努めています。また、館内の他の部署や利用者からも未所蔵資料の情報が寄せられ、それをもとに納本を依頼します。

### 4. 支部図書館とのやり取り

当館からのこうした納本依頼に対し、支部図書館では省庁内の発行部局に問合せを行い、出版物を確保し、当館へ納入します。納本のリストと現物の齟齬の確認や納本する量が多い時の段取りの打合せ等、様々なやり取りにも支部図書館が対応しています。また、当館では、各府省庁の納本状況を調査しています。例年に比べ納本点数が少ないような場合には、刊行状況等について、支部図書館に問合せをすることもあります。

### 5. おわりに

国の諸機関の出版物は、信頼性の高い情報源として、様々な調査研究に活用されています。また、国の諸機関の活動について、国民に周知し、広く理解を得る上でも、極めて重要な役割を担っています。こうした出版物の網羅的な収集は、当館の重要な役割であり、そして、収集第二係では、その納本率の向上のため、日々努力をしています。なお、平成30年度の国の諸機関の出版物の納本率は99%（参考指標）となっています。

当館では、支部図書館制度のネットワークを駆使して、出版物の収集に努めていますが、今後は、支部図書館を超えたいわゆる原局の方々へも、制度に対する理解をより一層深めていただけるような取組をしたいと思えます。また納本依頼業務に当たっては担当係のみならず、当館内全体の知識、情報を集める形でより充実した資料収集、納本率の向上につなげたいと思えます。

そして何より、支部図書館と今後より一層緊密に連携し、業務に取り組んでまいりたいと思えます。

（こくないしりょうかしゅうしゅうだいにがかり）

# 失われた戦前の古海図の搜索

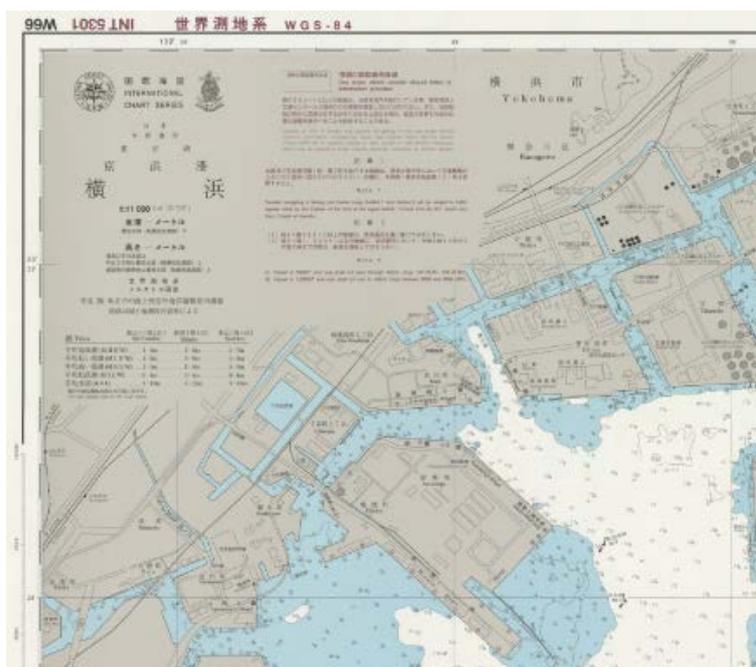
海上保安庁海洋情報部情報利用推進課 矢吹 哲一郎

## 1. 海図とは

海図は、航海者が船を動かすために用いる海の地図である。

陸上と異なり、海の上では進むべき道が明示されず、航海者は収集した情報と自らの経験を基に、自分で判断して船の針路を定め、舵を切らなければならない。安全に船を移動させるために、航海者は、事前に目的地までの経路を確認し、途中に存在する暗礁や灯台などの情報を集めて、航海計画をたてる。この航海計画に必要な情報を提供することを主目的として作られた地図を「航海用海図」と呼ぶ（この他に、文字や写真等で情報を提供する「水路誌」と呼ばれる冊子もある）。

「海図」という用語は、広い概念として「海域を含む地図一般」を意味することもあるが、狭い意味で航海用海図を指すことが多く、以下、本稿でもこの意味で使用する。



航海用海図の一例（横浜港）

## 2. 海図の特徴

航海に用いる海図では、自船の位置を図上で特定し、進むべき方向を判断するため、正しい情報を分かりやすく記載することが最も大切となる。図上で緯線と経線が直線となり、かつ直交する図法（メルカトル図法等）を用いる。また、水深、底質（海底が泥か砂か岩かなど）、灯台の位置、目標となる陸上の目につく建物、橋、埠頭や港湾施設の位置などが欠かせない情報となる。これ以外にも、磁石の針が指し示す方位や港での潮の干満の情報なども、航海の安全に必要な基本情報となる。

更に、海図は、航海用という目的ゆえの次のような特徴を持っている。

#### ○国が作る

国際貿易を支える船舶航行の重要性を踏まえ、航海を支える信頼性の高い海図を安定して供給できるよう、原則として沿岸国が責任をもって作ることが求められている。

#### ○国際基準で作る

国際航海を行う船での利用を前提に、海図の記載内容や記載の仕方は、所定の国際基準に従うことが求められる。

#### ○科学的な正確さが求められる

航海安全のため、自船位置の把握に役立つ顕著な目標物（山や目立つ建物等）の位置（緯度経度）や水深、潮の流れなど、海図上の記載情報の多くは、科学的な正確さが求められる。

#### ○週に一度、変更される

海図は、埠頭や灯台等の工事など、様々な理由でその内容を書き換える必要が生じる。大きな変更の場合は「改版」といって海図を作りなおすので、航海者は買い換えなければならない。小さな変更でも船の安全に影響することであれば、毎週発行される『水路通報<sup>1</sup>』で一般に周知される。航海者は水路通報を見て、自船に所有する海図の改訂を行う。つまり、海図は、週に一度、内容が書き換わっている。

#### ○図域に応じた様々な縮尺で作る

航海には出港地から目的地までの間の海図がすべて必要となるが、港湾は詳細な図が必要となる一方、大洋の中央では詳細さを必要としない。一般に港湾は狭い区域を詳しく示す大縮尺の図、沖合では広い区域を包含する小縮尺の図と、海図は様々な縮尺で作製されている。

#### ○鉛筆で書き込みができる

紙海図は、図に鉛筆で自船の進路等を書き込んで使うことが想定されている。このため、何度も書いたり消したりできる丈夫な紙を使い、背景色も鉛筆の線が見やすい白や淡い色が一般的である。ただし、近年は「電子海図」の利用が普及し、紙海図の利用は減っている。

#### ○所定の船舶は海図を必ず搭載する

海図は航海の現場、つまり船の操舵室で使われることを前提に作られており、一定の大きさ以上の船舶は、海図を搭載する義務が課されている。

### 3. 近代海図の始まり

航海に地図を利用することは古代から行われており、海図の始まりの特定は困難である。しかし、科学的な正確性を求めた近代海図の歴史では、18世紀後半に船上で経度を正確に測定する方法が開発されたことが転機となった。クロノメーター<sup>2</sup>とLunar distance method(月距法)<sup>3</sup>がほぼ同時に実用化され、その後の船による測量と海図作製に大きく貢献した。

英国は、1795年に海図の作製と刊行を行う専門機関である英国水路部を設立し、情報の正確さを厳しく審査して海図に記載する体制を確立した。19世紀以降、英国製海図は、その品質の

---

<sup>1</sup> <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>

<sup>2</sup> 揺れる船の上でも利用可能な正確な時計で、英国ジョン・ハリソン（John Harrison）によって開発された。

<sup>3</sup> 月とその周辺の恒星の間の距離（角度）を正確に測ることで自船の経度を求める方法で、英国のグリニッジ天文台長ネヴィル・マスケリン（Nevil Maskelyne）が1766年に航海暦を刊行することで普及した。

高さから世界中で航海者に利用されるようになっていった。

日本では、ペリー来航後、長崎で長崎海軍伝習所が安政2年(1855)に設立され、オランダ人教官から航海術や水路測量を学んだ。その後、伝習生が中心となって、幕府で幾つかの海図が作られたが、一般に広く利用されるには至らなかった。

日本人が西洋から学んだ測量方法に基づき近代海図の作製と刊行を本格的に始めたのは、明治4年(1871)に兵部省海軍部の中に水路局が設置されてからである。長崎海軍伝習所で学んだ経歴を持つ津藩士の柳樽悦は、明治2年(1869)に東京に呼びだされて海軍所属となり、主に英国から測量や製図の技術を学ぶ中心的人物となった。そして、日本人だけの手で近代的な海図を作製し、印刷して航海者へ提供を行う業務を創業した。明治21年(1888)に柳は退官するが、この頃までに日本による近代海図の作製は西洋諸国と肩を並べるところまで発展した。

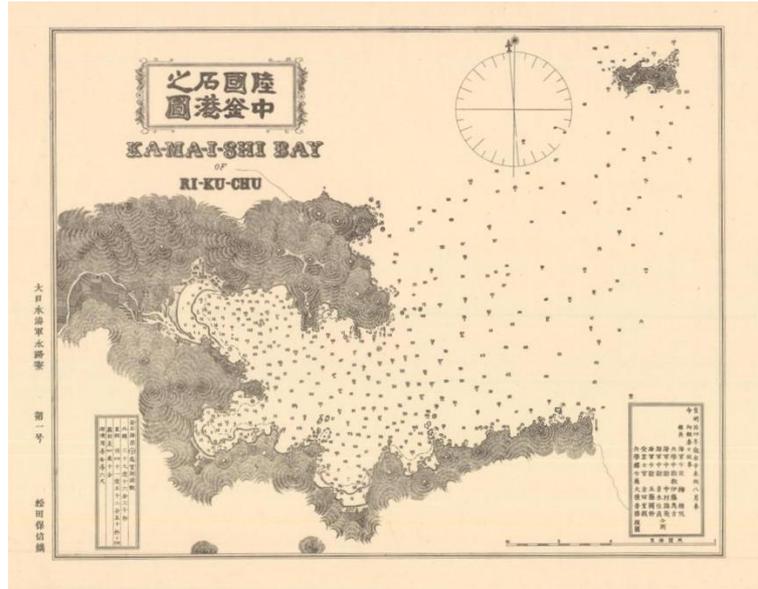


柳樽悦 (やなぎならよし、1832～1891)

#### 4. 日本人が作製する海図

柳樽悦のもとで日本が最初に作製した海図は、明治5年(1872)に完成した「陸中國釜石港之圖」[国立国会図書館請求記号：YG913-2302]である。

その後、水路局は、時代とともに水路寮、水路局、水路部とその呼称は変わるが、戦前は一貫して海軍の一部局として情報の収集管理と海図作製を行った。この間、日本が統治する地域の拡大もあって海図の刊行数は増大し、北西太平洋海域を中心に数多くの図を作製した。太平洋戦争中の昭和18年(1943)には、刊行版数4,397版と最大を記録した。



海図第一号「陸中國釜石港之圖」(明治5年)

戦後の昭和20年(1945)に海軍は解体されたが、海図は占領政策や日本経済の復興に必要なことから、占領軍司令部は、日本国内の海図作製をそのまま日本人に継続させた。昭和23年(1948)に海上保安庁が設立されるとその一部局となり、水路測量を行うとともに戦前に収集された情報を受け継ぎ、その維持管理と海図作製を続けた。なお、平成14年(2002)に、それまでの水路部から海洋情報部<sup>4</sup>へと名称を変更している。



現在、海洋情報部が入る中央合同庁舎4号館

さて、日本における海図作製の歴史の中で特筆すべきこととして大正12年(1923)の関東大震災がある。東京築地にあった水路部庁舎も延焼し、保管していた測量の記録や海図原版約2,500版など、多くの資料が焼失した。明治4年(1871)以降の52年間に積み重ねてきた情報のほぼ全てを失った当時の関係者の痛みは想像に余りある。

<sup>4</sup> <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

痛手の一つは、「測量原図」が失われたことである。測量原図は、刊行海図の元となる地図で、海図に載らないデータや情報も記されている。この測量原図をもとに、航海者に使いやすく編集して刊行海図が作られる。測量原図は、水路測量を行った水路部に保存されていたため、復旧は不可能であった。

測量原図を失ったとしても、航海のためには海図の供給を続けなければならない。海図印刷に用いる原版を失った職員は、震災後、速やかに海図を復活するため、日本の中に存在する印刷海図を利用者等から寄贈してもらうとともに、以前から世界各国で作製した海図をお互いに交換しあっていたことから、海外の海図作製機関に日本の作製した海図の返却を依頼した。こうして集めた既刊の海図から震災前と同じ内容の図を復元し、印刷して供給する体制を復活させることができた。

## 5. 戦前の刊行海図の収集

関東大震災の後、その当時に現場で使用されていた海図は回復できたとしても、その前に刊行され震災までに使われなくなっていた海図の全てを回復できたわけではない。海洋情報部は、航海現場で使用されなくなった古海図を保存しているが、関東大震災より前の刊行海図は残されていないものが多く不明なことが多い。

また、震災から太平洋戦争までの間についての資料は今も数多く残されているが、戦争の影響もあって海図作製の歴史は必ずしも明らかとはいえない。そこで、海洋情報部では、平成 28 年（2016）から日本国が刊行した第二次世界大戦前の古海図について、インターネットで所在情報の提供を呼び掛けている（海洋情報部ホームページ「古い海図を探しています<sup>5)</sup>」）。

戦前の海図は、国内各地の図書館や史料館に残されている。ただ、海図は大判の紙に印刷されていて、筒状に丸めて棚の上に置かれることも多く、書籍と異なり具体的に何が所蔵されているのか把握がしにくい。また、航海用に作られているため、一般に価値がわかりにくい面もあるように思われる。

それでも近年は、古い海図を紐解いて整理し、カタログを作ってインターネット等で公開する例が多く見られるようになってきている。現在、各地の図書館や史料館等に残されている海図をインターネット検索で発見し、海洋情報部に残されていないものかを調査することで、最近になって何枚かの海図を“発見”している。中には、所蔵機関から古海図を借用して大型スクリーンでデジタル画像を入手することができた例もある。

今後も、こうした活動を続け、過去の刊行海図の全貌を明らかにする努力を続けていきたいと考えている。

## 6. 米国議会図書館所蔵の明治初期の海図

海外の図書館等でも、戦前の日本の古い海図が保管されている例がある。

筆者は、平成 30 年（2018）、米国の首都ワシントンにある議会図書館（Library of Congress）を訪問し、地理地図室（Geography & Map Reading Room<sup>6)</sup> で明治 9 年頃に印刷されたと推

<sup>5)</sup> <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KIKAKU/hurui-kaizu.html>

<sup>6)</sup> <https://www.loc.gov/rr/geogmap/>

定される日本の作った海図 47 図を閲覧しデジタル画像を入手することができた。保存状態がよく、汚れや破損がほとんどない。これらの図は、日本人研究者が長期にわたって米国議会図書館の所蔵資料を確認し、その重要性を認識してカタログ化に貢献した結果である。

明治初期の保存状態の良い印刷海図は、国内にはほとんど残っていない。しかもこれら 47 図は、明治 5～8 年に刊行された海図約 60 図のかなりを占めており、これらを一度に見られたことは、海図作製機関に属する者として貴重な経験であった。

これら明治初期海図の詳しい由来は明らかでないが、手掛かりは幾つかあり、詳細は省くが明治 9 年 (1876) に米国フィラデルフィアで開催された万国博覧会に日本から展示された海図 54 図の一部と思われる。日本製の海図の海外展示はフィラデルフィア万博が最初で、当時の政府は日本の近代化を西洋諸国に積極的にアピールしており、海図の万国博覧会での展示は近代化の証として意義があったと想像される。この時の展示品がそのまま米国議会図書館に移され保管されていたとすれば、そうした図を閲覧できたことは感慨深い。

## 7. おわりに

最後に、なぜ、刊行されたものの失われてしまった海図を今になって集めるのか、その理由に触れておきたい。

近代海図は、科学的な調査の成果を記載したもので客観性が高い資料となっている。時代による違いは、その地域が実際に変化していったことを示している。特に、港湾施設の発展や海域の埋め立てなど沿岸域の利用の変遷を示すことから、人と海の間わりを記録した歴史的資料としての価値は高い。

また、現代の海図作製を担当する機関にとって、海図に記載された水深などの情報は、一般に時間と労力のかかる水路測量等の作業で収集された貴重なものであり、過去から現代へ贈られた価値あるものである。個別の情報は、様々な理由で時代とともに変化することもあるが、過去の海図を見ることで、当該情報の来歴を把握することができる。過去のものも含めた海図全体が、過去から現在まで時間空間的なつながりを持った海域空間情報の集積、データベースとしての役割を果たしている。

海図作製機関である海洋情報部は、現代の海図につながる古海図を適切に保存することで、現在と将来の海図記載内容について詳しく説明することが可能となり、海図に対する信頼の向上につながるものと考えている。

(やぶき てついちろう)

# 日本の学術情報における灰色文献 —国立国会図書館による学協会誌、会議 録の収集・提供強化への取組

国立国会図書館利用者サービス部科学技術・経済課 相原 雅樹

## 概要

灰色文献とは、「電子フォーマットや紙で、政府、大学、ビジネス、産業のあらゆるレベルにおいて生み出される情報で、商業出版社によってコントロールされない。すなわち、主たる活動が出版を本業としない組織によってコントロールされている<sup>1</sup>。」ものをいう（ニューヨーク・ルクセンブルク定義）。近年、電子化の進展や情報流通の変化により、かつて灰色文献とされたものの発見やアクセスは容易になりつつある。しかし、依然として把握が困難なものもあり、電子化によりかえって図書館による収集や提供が困難になる事態も生じてきた。その例として、本稿では、学術団体（以下「学協会」）の発行する灰色文献を取り上げ、国立国会図書館が学術情報に関して実施してきたアンケート調査の分析を基に、灰色文献の収集・保存・利用提供の取組について論じる。

## I 学協会アンケート等による刊行・納本状況等の把握

### 1. 2012年から2018年までの調査の概要

#### (1) 背景

国立国会図書館は、日本で刊行された出版物（図書、パンフレット、逐次刊行物、CD、DVD等を含む。）を主として納本制度に基づき収集してきた。インターネット等で公開される電子情報については、公的機関のウェブサイトや制度により収集するほか、私人が出版した電子書籍、電子雑誌についても、2013年7月1日から国立国会図書館法に基づき、収集・保存している（当面、無償かつDRM（技術的制限手段）のないものに限られる。）。この中には学協会の発行する電子雑誌が含まれる。

しかし、商業出版物と異なり、学協会の出版物は冊子体のものでさえ納本されにくく、とりわけ会議録は出版を把握しにくいいため、収集に向けた積極的な取組が求められている。

#### (2) 調査対象・内容

国立国会図書館は、学協会出版物の刊行・納本状況等を把握するため、2012年から2018年までの期間に計5回、日本の学協会を対象とし、出版物の発行及び納本の状況、デジタル化の状況、ウェブサイトでの公開状況などについてアンケート調査を行った<sup>2</sup>。調査対象の選択に当たっては日本の主要な学協会をほぼ網羅している『学会名鑑』を用いた<sup>3</sup>。対象は学協会の

<sup>1</sup> Schöpfel, J. and Farace, D.J., “Grey literature”, in Bates, M.J. and Maack, M.N. (Eds), *Encyclopedia of Library and Information Sciences*, 3rd ed., CRC Press, London, 2010. pp. 2029-2039.[国立国会図書館請求記号：UL2-B13]

<sup>2</sup> 学協会アンケート結果の詳細は次のページを参照 <https://rnavi.ndl.go.jp/kaigi/questionnaire.php>

<sup>3</sup> <https://gakukai.jst.go.jp/gakkai/> 日本における主要学術団体の各種データを収録・公開している。掲載団体は、日本学術会議の活動に協力する「協力学術研究団体」（全2,033学会、2019年3月4日現在）。  
<http://www.sci.go.jp/ja/group/dantai/index.html>

刊行する学協会誌・論文誌、会議録（講演要旨や配布資料も含む）等、学術誌全般とした。年ごとの対象機関数と回答率は表 1 のとおりである。2013 年度から郵送も用いることにしたのは回答率を高めるためである。2016 年度から送付先が増えているのは人文・社会科学系学協会を送付先に加えたためである。2015 年度及び 2017 年度は調査を行っていない。

表 1 学協会アンケート概要

| 実施年度    | 送付先学協会数 | 回答数   | 回答率   | アンケート方法      |
|---------|---------|-------|-------|--------------|
| 2012 年度 | 1,017   | 330   | 32.4% | ウェブアンケート     |
| 2013 年度 | 1,095   | 673   | 61.5% | ウェブアンケート及び郵送 |
| 2014 年度 | 1,096   | 665   | 60.7% | ウェブアンケート及び郵送 |
| 2016 年度 | 1,913   | 1,128 | 59.0% | ウェブアンケート及び郵送 |
| 2018 年度 | 2,007   | 1,207 | 60.1% | ウェブアンケート及び郵送 |

## 2. 2018 年度学協会アンケートの集計結果の概要

2018 年の 11 月から 12 月まで、日本の自然・人文・社会科学分野の学協会を対象として行った最新のアンケート調査結果の概要を述べる。

### (1) 刊行形態・公開方法・デジタル化の状況

学協会誌・論文誌、会報・通信、会議録等の 81.3%は依然として冊子体により刊行されている（表 2）。ウェブサイトへの掲載やメールでの配信などオンライン資料で刊行されるものは 38.5%を占める。自然科学分野に比べ人文・社会科学分野の方がオンライン化は遅れているが、2016 年度のアンケート結果と比較すると、両分野ともオンライン化が進んでいる（自然科学 34.8%→45.9%、人文・社会科学 17.2%→25.5%）。「その他」には、パンフレット形式やステープラーで綴じた簡単なものであるとの回答や、年度によって形態が異なる、また学術集会ごとに刊行を決める、などといった回答も含まれており、学協会の出版物の多様性がうかがわれる。

表 2 定期刊行物の刊行形態：複数選択可（2,364 タイトル）

| 刊行形態                         | 自然科学<br>(1505) | 人文・社会科学<br>(859) | 全体<br>(2364)  |
|------------------------------|----------------|------------------|---------------|
| 冊子体（小冊子含む）                   | 1,180 (78.4%)  | 742 (86.4%)      | 1,922 (81.3%) |
| オンライン資料<br>(ウェブサイト掲載やメール配信等) | 691 (45.9%)    | 219 (25.5%)      | 910 (38.5%)   |
| CD/DVD-ROM、USB 等有形の電子出版物     | 89 (5.9%)      | 19 (2.2%)        | 108 (4.6%)    |
| その他                          | 27 (1.8%)      | 18 (2.1%)        | 45 (1.9%)     |
| 無回答                          | 72 (4.8%)      | 53 (6.2%)        | 125 (5.3%)    |

出版物をウェブサイトに掲載している場合、その一部又は全てを無条件で公開しているのは 70.9%であり、オープン化が進んでいることがうかがえる。一方、有償での公開（有償の会員

限定も含む。)も19.1%あり、アクセスが限定されるケースが少ない(表3)。なお、有償での公開の比率は、人文・社会科学の5.5%に比べ、自然科学の方が23.4%と高い。

表3 ウェブサイトに掲載している定期刊行物の公開範囲と公開条件：複数選択可(910タイトル)

| 公開範囲と公開条件                | 自然科学<br>(691) | 人文・社会科学<br>(219) | 全体<br>(910) |
|--------------------------|---------------|------------------|-------------|
| 全てを無条件でインターネット公開         | 302 (43.7%)   | 111 (50.7%)      | 413 (45.4%) |
| 一部を無条件でインターネット公開         | 171 (24.7%)   | 61 (27.9%)       | 232 (25.5%) |
| 無償の会員登録を条件に公開            | 14 (2.0%)     | 4 (1.8%)         | 18 (2.0%)   |
| 有償での公開(有償の会員登録での限定公開を含む) | 162 (23.4%)   | 12 (5.5%)        | 174 (19.1%) |
| その他                      | 79 (11.4%)    | 20 (9.1%)        | 99 (10.9%)  |
| 無回答                      | 37 (5.4%)     | 20 (9.1%)        | 57 (6.3%)   |

公開方法については、日本の代表的な学術情報プラットフォームであるJ-STAGE又はCiNiiを通じて公開しているとの回答が最も多く、J-STAGEやCiNiiが学協会誌のプラットフォームとして確立していることがうかがわれた(表4)。一方で、学協会ウェブサイトからDRMなしで提供されているものも37.5%あり、特に人文・社会科学分野では多い。海外出版社のウェブサイトに掲載される事例は多くない。

表4 ウェブサイトに掲載されている定期刊行物の公開方法：複数選択可(910タイトル)

| 公開方法                  | 自然科学<br>(691) | 人文・社会科学<br>(219) | 全体<br>(910) |
|-----------------------|---------------|------------------|-------------|
| 学協会ウェブサイト(DRMなし)      | 235 (34.0%)   | 106 (48.4%)      | 341 (37.5%) |
| 学協会ウェブサイト(DRMあり)      | 77 (11.1%)    | 18 (8.2%)        | 95 (10.4%)  |
| 国立国会図書館デジタルコレクション     | 24 (3.5%)     | 15 (6.8%)        | 39 (4.3%)   |
| J-STAGE又はCiNii        | 370 (53.5%)   | 100 (45.7%)      | 470 (51.6%) |
| 機関リポジトリ <sup>4</sup>  | 24 (3.5%)     | 6 (2.7%)         | 30 (3.3%)   |
| 有償データベース(メディカルオンライン等) | 40 (5.8%)     | 1 (0.5%)         | 41 (4.5%)   |

<sup>4</sup> 大学及び研究機関等において生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無料で発信するためのインターネット上のサイト。ないし、大学とその構成員が創造したデジタル資料の管理や発信を行うために、大学がそのコミュニティの構成員に提供する一連のサービス。

( <https://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/2018/4/02.html> )

|                                  |            |          |           |
|----------------------------------|------------|----------|-----------|
| Springer、Wiley等の海外出版社<br>のウェブサイト | 79 (11.4%) | 3 (1.4%) | 82 (9.0%) |
| その他                              | 26 (3.8%)  | 4 (1.8%) | 30 (3.3%) |
| 無回答                              | 14 (2.0%)  | 6 (2.7%) | 20 (2.2%) |

冊子体の定期刊行物のデジタル化状況については、全て又は一部をデジタル化したものは63.3%で、前回（2016年度は57.8%）に比較すると僅かにデジタル化が進んだことがうかがえた（表5）。

表5 冊子体の定期刊行物のデジタル化状況（1,922タイトル）

| デジタル化状況    | 自然科学<br>(1,180) | 人文・社会科学<br>(742) | 全体<br>(1,922) |
|------------|-----------------|------------------|---------------|
| 全部をデジタル化した | 462 (39.1%)     | 159 (21.4%)      | 621 (32.3%)   |
| 一部をデジタル化した | 357 (30.3%)     | 238 (32.1%)      | 595 (31.0%)   |
| デジタル化していない | 310 (26.3%)     | 332 (44.7%)      | 642 (33.4%)   |
| 無回答        | 51 (4.3%)       | 13 (1.8%)        | 64 (3.3%)     |

ただし、デジタル化していない冊子の今後のデジタル化の予定については、「デジタル化の予定はない」という回答が自然科学57.6%、人文・社会科学52.6%と多かった（表6）。

表6 冊子体の定期刊行物でデジタル化していないものの今後の予定（1,237タイトル）

| デジタル化予定                               | 自然科学<br>(667) | 人文・社会科学<br>(570) | 全体<br>(1,237) |
|---------------------------------------|---------------|------------------|---------------|
| 過去分も含めデジタル化<br>を継続する、又は新規に行<br>う予定がある | 219 (32.8%)   | 230 (40.4%)      | 449 (36.3%)   |
| デジタル化の予定はない                           | 384 (57.6%)   | 300 (52.6%)      | 684 (55.3%)   |
| 無回答                                   | 64 (9.6%)     | 40 (7.0%)        | 104 (8.4%)    |

## (2) 国立国会図書館への納本状況

国立国会図書館への納本状況について、「冊子体、CD/DVD-ROM」では「全て納本している」の割合が最も高く76.0%に及ぶのに対し、「オンライン資料」では「全て納本していない」の割合が最も高く、過半数である（表7）。

表7 納本状況（1,207機関）

| 納本状況         | 冊子体、CD/DVD-ROM | オンライン資料     |
|--------------|----------------|-------------|
| 全て納本している     | 917 (76.0%)    | 166 (13.8%) |
| 納本していないものがある | 149 (12.3%)    | 86 (7.1%)   |

|           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 全て納本していない | 67 (5.6%) | 678 (56.2%) |
| 無回答       | 74 (6.1%) | 277 (22.9%) |

ただし、「オンライン資料」の「納本していない理由」では、「J-STAGE、CiNii、機関リポジトリ等で公開しており収集対象ではない」、「オンライン資料収集制度の対象となるものを発行していない」との回答が多く見られた。これは、制度に基づくオンライン資料の収集では、機関リポジトリや、J-STAGE や CiNii に収録されたオンライン資料は、収集対象から除外しているためである（後述）。

「納本していない理由」の「その他」には、「冊子体、CD/DVD-ROM」・「オンライン資料」とも、「事務局の変更に伴い、納本について引き継がれていなかった」「納本の方法が分からない」等の回答が合わせて 20 件程度あった。これは、日本の学協会では、事務局が会員の持ち回りや学協会事務の委託企業の変更等により交替することが多いためと思われる。

## II 灰色文献収集、利用提供、保存に係る取組

アンケート調査結果から、学協会誌や会議録は、冊子体で刊行されていても未納本の資料が一定数あり、電子化されてもアクセスが会員のみ限定されるケースが少なくないなど、依然として「灰色」な状況であることが分かる。国立国会図書館では、これら学術情報の灰色文献の収集、利用提供、保存を確実にするため、関係機関と協力しながら、次のような取組を進めている。

### 1. 学会開催状況の事前把握による収集強化

会議録には最新の研究状況が反映されているため、適時に収集することが重要である。国立国会図書館は納本制度の周知に努めており、未納本資料については発行者に納本するよう督促している。しかし、会議録は出版を把握すること自体が難しく、また会議の運営事務局が頻繁に交替するため、会議開催から時間が経過すると、入手は一層困難になる。このため、会議開催後ではなく、事前に会議の開催情報を把握し、納本の案内を行うアプローチが有効と考えている。2018 年度から、医学分野の学会開催情報を、学協会のダイレクトリーを用いて事前に把握し、納本を案内することを試行的に開始した。

### 2. オンライン資料の収集強化

国立国会図書館では、インターネット上のオンライン資料の収集・保存にも注力している。前述のとおり、私人が発行する図書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料のうち無償かつ DRM のないものは国立国会図書館への納入を法律により義務付けた。現在の制度的収集の対象外となっている有償又は DRM 付与のオンライン資料については、学協会に対して任意での提供を個別に依頼し、2018 年度には 14 タイトルを受け入れた。

また、国立国会図書館では、2002 年からウェブサイトロボット収集により定期的に収集している（インターネット資料収集保存事業（WARP）<sup>5</sup>）。国公立の大学や研究機関を含む公的機関のウェブサイトを 2010 年度から法律に基づき定期的に収集しているほか、私立大学や学

<sup>5</sup> <http://warp.ndl.go.jp/>

協会を含む民間のウェブサイトは許諾に基づき収集している。このため、学協会のウェブサイトに掲載された学協会のポスターやチラシ等のなかには、WARPにより保存され、アクセスが可能となったものもある。これらのオンライン資料やウェブサイトは国立国会図書館内で利用可能であり、許諾が得られたものはインターネットで公開している。

### 3. 関係機関との連携に基づく収集・保存

アンケート結果のとおり、オープンサイエンス・オープンアクセスの流れの下に、学協会誌や会議録は、機関リポジトリ、CiNii や J-STAGE 等の公的な学術情報プラットフォームにおいて公開されるようになってきた。これらのオンライン資料は、長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるので、現在の納入義務の対象外とした。

しかし、こうした情報であっても必ずしも永続的に保存・提供されるとは限らない。このため、国立国会図書館は機関リポジトリや学術論文を掲載するプラットフォームの終了時にはデータを引き受け、保存することを想定している。2017年3月末には国立情報学研究所（NII）による電子図書館事業 NII-ELS が終了し、公開されていた論文は、CiNii Articles からアクセスできなくなった。そこでこれらの論文を、科学技術振興機構（JST）の J-STAGE と国立国会図書館の国立国会図書館デジタルコレクションに移行することになった。国立国会図書館デジタルコレクションには、2018年度末までに約60万件が移行され、その大部分はインターネット上で公開されている<sup>6</sup>。また、NII は、これらの論文について、CiNii Articles の検索結果から国立国会図書館デジタルコレクションの当該論文にリンクして閲覧できるようにした。

### 4. メタデータや標準化への取組と発見可能性の向上

国立国会図書館は、かつては「灰色」であった文献の発見可能性を高めるため、NII、JST 等関係機関との連携の下で、メタデータの標準化や相互運用性の向上、識別子の付与や統合的な検索システムの構築に取り組んでいる。

まず、国立国会図書館は、インターネット上に存在する情報資源等の組織化・利用提供のため、メタデータ記述要素及び記述規則を定め（DC-NDL）、国立国会図書館デジタルコレクション、国立国会図書館サーチなどで用いている<sup>7</sup>。国立国会図書館サーチは、国立国会図書館のほか、公共図書館、文化機関等他機関の蔵書やデジタルコンテンツを統合的に検索できるシステムで、検索対象には学協会出版物が多く収載されている。前述の J-STAGE や CiNii、機関リポジトリのデータベース IRDB<sup>8</sup>も検索対象に含まれる。国立国会図書館サーチを媒介としてこれらのシステムとメタデータ交換を行い、統合検索を可能とすることにより、国全体として学術情報の発見可能性を高めた。

また、国立国会図書館は、オブジェクトの永続的で一意な識別のための基盤を提供するデジタルオブジェクト識別子（DOI）の普及<sup>9</sup>にも努めている。例えば JST や NII 等と協力し、DOI の登録機関であるジャパンリンクセンター（JaLC）<sup>10</sup>の運営に携わっている。デジタル化した

<sup>6</sup> <https://dl.ndl.go.jp/>

<sup>7</sup> <https://www.ndl.go.jp/ip/dlib/standards/meta/index.html>

<sup>8</sup> <https://irdb.nii.ac.jp/>

<sup>9</sup> <https://www.ndl.go.jp/ip/dlib/cooperation/doi.html>

<sup>10</sup> <https://japanlinkcenter.org/>

博士論文、図書、雑誌等への DOI 付与にも積極的に取り組んでおり、2018 年までには、所蔵資料を基に作成したデジタル化資料のほぼ全てに当たる 254 万件が、DOI を通じて永続的にアクセスできるようになった。なお、JaLC での DOI の付与対象には、雑誌論文、紀要、予稿集等のほか、研究データも含まれている。

このほか、国立国会図書館は 1976 年から国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) の日本のナショナルセンターとして活動しており、冊子体等有形の逐次刊行物に加えて、1998 年からはオンライン資料の逐次刊行物に対して ISSN を付与してきた。

### III 灰色文献の収集・提供の今後に向けて

学術情報の流通の在り方はかつてない形態へと変貌しつつある。出版社のプラットフォームで高額な電子ジャーナルが提供される一方、オープンサイエンス・オープンアクセスの流れの下、インターネット上の学協会ウェブサイトや機関リポジトリ、オープンアクセスジャーナルで論文が公開されることも増えてきた。また、莫大な研究データのオープン化も進みつつある。しかし、それらを長期にわたって保存し、利用者に提供することにはこれまで以上に大きな課題が存在する。日本では、冊子体の雑誌と異なり、有償で頒布される電子雑誌は現在の納本制度の対象外であるため、いまだに十分に収集が行えておらず、全国書誌コントロールや永続的保存の対象となっていない。研究データはその大きさだけでなく、性質が極めて多様であり、扱いが困難である点でもこれまで図書館が扱ってきた資料とは性格が大きく異なる。

日本国内の出版物の収集・保存・提供を使命とする国立国会図書館は、国際的な動向を踏まえた上で、学協会をはじめ、他機関や出版社と協力するなど新たな方法を試みつつ、これら新しい資料の保存と利用者への提供を確実にするため引き続き取り組んでいく。

(あいほら まさき)

(付記) 本稿は、2019 年 8 月にギリシャのアテネで開催された世界図書館情報会議 (国際図書館連盟 (IFLA) 第 85 回年次大会) サテライトミーティングにおいて、英語で発表した内容をもとにしたものです。外国の聴衆に向けた内容となっていることに御留意ください。

(本稿は、筆者が利用者サービス部科学技術・経済課在籍中に執筆したものである。)

# 第105回全国図書館大会三重大会に参加 して

支部外務省図書館 齊藤 浩

## 1. はじめに

令和元年11月21日及び22日、三重県津市において、日本図書館協会等主催の全国図書館大会<sup>1</sup>が、「令和の新時代を拓く図書館～常若（とこわか）のくにからの発信～」をテーマに開催されました。参加したプログラムの中で、22日の第9分科会（図書館の自由）及び第6分科会（図書館情報学教育）において、特に興味深かった点について報告します。

## 2. 第9分科会（図書館の自由）

本分科会は、「図書館利用のプライバシー保護」というテーマで、図書館の自由委員会の3名の委員から報告がありました。

基調報告として、西河内靖泰委員長から、捜査機関からの「照会」に応じた利用者情報の提供、図書館からの個人情報漏洩、問題となった本の絶版・回収・利用制限要請等、この1年の関連問題について、概略が報告されました。

報告の中で、捜査機関からの個人情報の提供要請への対応として、日本図書館協会（図書館の自由委員会）では、「令状」がなければ提供しないという見解であり、また、国立国会図書館においても、「令状」がなければ個人情報の提供は行われていないとの説明がありました。捜査機関からの情報提供要請についての法律上の解釈は難しいとのことでしたが、図書館での個人情報の取扱いの厳格さを改めて認識しました。

個別の報告として、佐藤眞一委員から「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」について、熊野清子副委員長から『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』の増補についての報告がありました。いずれも、急速に進展している情報化社会の変化に対応させるための策定又は改訂であったと思われます。『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』の改訂については、今後、ホームページで一般からの意見を求め、最終決定されるとのことでした。

佐藤委員からは、利便性とセキュリティの問題についてもお話がありました。利便性を追求し、ネットワークを広げればセキュリティ上のリスクは高まります。また、セキュリティを高めればお金がかかります。どんなにセキュリティを高めてもリスクを「0」にすることはできないので、自館の業務にどの程度の利便性、セキュリティが必要なのかを考えてシステムを構築することと、その際の利用者への説明が重要であるとのことでした。どうしてもシステム上でのセキュリティの強化という点に意識が向きがちですが、限られた予算の中でシステムを構築・運用しなければならない現状において、業務内容を見直すという観点からのアプローチは参考になりました。

<sup>1</sup> <http://105th-mietaikai.info/>

### 3. 第6分科会（図書館情報学教育）

第6分科会のテーマは、「図書館員のリカレント教育」でした。

はじめに、大谷康晴日本図書館協会図書館情報学教育部会長から、「図書館員へのリカレント教育の現状」について報告がありました。冒頭にリカレント教育についての説明があり、日本の場合は、本来のリカレント教育の意味に加え、働きながら学ぶ、心の豊かさや生きがいのために学ぶ、学校以外の場で学ぶ場合も含めて広範囲に捉えているとのことでした。

中央教育審議会大学分科会でのリカレント教育推進に向けた方向性としては、120時間程度の「短期プログラム」、1年程度の「履修プログラム」、「修士・博士レベルのプログラム」と段階的なプログラムを作り、これらのプログラムに一貫性を持たせたり、前のプログラムで取得した単位を次のプログラムにいかしたりするといった連携を持たせる構想のようです。

図書館員のリカレント教育プログラムの現状は、短期プログラムにも至っていない単発的な研修や、社会人を対象とした大学院の高度なプログラムはあるが、中間的なプログラムがないとのことでした。

また、大学でリカレント教育を実施するに当たっては、通常の授業とは別のリカレント教育用講義プログラムを作成し、担当のコマ以外の時間に講義を行う必要があります。財政面でのバックアップが必ずしも期待できない等、担当教員の持ち出し部分が大きく困難なことが多いため、全体的に負担を減らす必要があるのではないかとのお話がありました。

次に、基調報告として、呑海沙織筑波大学教授から、「図書館情報専門職のリカレント教育：筑波大学を中心に」というテーマで報告がありました。同大学には、司書の資格を有し、図書館等での3年以上の実務経験者を対象とする「図書館経営管理コース」と、修了すると図書館情報学の修士の学位が授与される「図書館情報学キャリアアッププログラム」の2つのコースがあり、社会人を対象としている関係で、夜間及び土曜日に東京キャンパスで開講されているとのことでした。また、大学院が新年度から学位プログラム制<sup>2</sup>へ移行となることから、カリキュラムが変更となることのお話もありました。

続いて、野口久美子八洲学園大学教授から、「学校図書館員のリカレント教育：八洲学園大学の取り組み」というテーマで報告がありました。同大学は通信教育制であり、スクーリングについてもインターネットを通じて、自宅のPC上でライブ授業に参加できるため、通わずに受講できるという特色があるようです。特に、学校図書館職員の養成を重視したプログラムを開講しており、司書資格取得後の受講が推奨される「基礎プログラム」と、基礎プログラム修了後に受講する「応用プログラム」の2つから構成されているとのことでした。

伊東直登松本大学松商短期大学部教授からは、「リカレント教育取り組みの現状と課題—松本大学松商短期大学の事例から—」というテーマで報告がありました。同大学の特色としては、「司書資格取得コース」のほかに、旧課程で学んだ人が新課程を学ぶことができる「学び直しコース」と、年2回開催される「図書館公開講座」があり、公開講座の内容は、現場で働いている人たちが直面している問題を取り上げ、プログラムにすることを目標としているとのことでした。

各報告を拝聴し、現場へ反映できるプログラムを考えられている様子を知ることができ、大

<sup>2</sup> 「学位プログラム」とは、学位のレベル（学士、修士、博士等）と分野に応じて、学生が達成すべき能力を明示し、従来の学部や研究科等の組織の枠を超えて、能力を修得させるように体系的に設計した教育プログラム。

変嬉しく思いました。

報告後の質疑応答での先生方の発言の中で、強く印象に残ったことが2つあります。図書館は誰もが自由に利用できる施設であるため、社会の変化の影響を受けやすく、その変化に対応できるものでなければならないということと、自分が学んだ時代の知識は既に古くなっており、受講者だけでなく教える側も常に新しいものを学び続ける必要があるということです。現場にいる私たちは、これからの情報化社会に適応できる図書館であるための努力を続けなければならないことを強く実感しました。

また、私見ですが、私のように図書館と関係のない職種から人事異動で図書館勤務になった職員でも、短時間かつ簡易なプログラムで資格が取得でき、スキルアップしていけるような仕組みも考慮いただけると、現場の活性化につながるのではないかと思いました。例えば、司書資格を簡易なレベルから学位レベルまでグレード別に設定するという事も考えられると思います。

#### 4. おわりに

情報化社会の進展により、社会状況も大きく変化を遂げています。その中でも図書館は、私たちの生活に身近な施設である分、その影響を受けやすく、また、社会の変化に対応していく必要があるということを学びました。

そのためには、社会の変化に対応できる人材の養成・確保が必要であること、また、図書館員は専門性を高めるため学び続ける必要があることを再認識した次第です。

(さいとう ひろし)

# 市政専門図書館の建物と保存

国立国会図書館総務部管理課 齊藤 公治

## 1. はじめに

今回、令和元年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員特別研修に参加させていただく機会を得て、短い時間ではありましたが、市政専門図書館<sup>1</sup>を見学することが出来ました。簡単ではありますが、実際に見て感じた事などを含めてまとめてみました。



市政会館

## 2. 市政専門図書館の建物

市政専門図書館は、都市問題や地方自治に関する専門図書館で、日比谷公園内の「市政会館<sup>2</sup>」の中にあります。建物は日比谷公会堂も一体で併設されていますが、施設の老朽化対策及び耐震化を目的とした大規模改修工事が予定され、現在は休館しており、残念ながら公会堂の中は見学することが出来ませんでした。なお建物は「景観まちづくり重要物件（千代田区）」、「BELCA 賞（ロングライフ部門）」、「近代化産業遺産（経済産業省）」、「東京都選定歴史的建造物（東京都）」などの賞や指定を受け、歴史的建築物として評価されています。日本は欧米に比べて近代建築への評価や保存に対する関心が低いと言われていますが、このような素晴らしい評価制度があります。

<sup>1</sup> <https://www.timr.or.jp/library/>

<sup>2</sup> <https://www.timr.or.jp/office/building.html>

### 3. 保存活用状況とその特徴



外壁を覆うスクラッチタイル

建物は、霞が関界隈に現存する歴史的建築物の一つであり、設計は宮内省内匠寮御用掛から早稲田大学工学部教授となった建築家の佐藤功一です。竣工は昭和4（1929）年10月で、総理大臣官邸（現総理大臣公邸）も同年に竣工しています。外観はネオ・ゴシック様式の垂直のラインを強調したデザインで、建設当時、官公庁施設において大変流行したデザイン様式です。外壁を覆うスクラッチタイルは櫛で引いたような独特の材質感から重厚さが感じられ、色合いを含めて公園の緑と調和しています。このタイルは現在製造されておらず、当時の製法技術の衰退もあり復元は難しいもののようですが、既存の材料を出来るだけ使うなど、当時の外観を保つ改修がなされています。



郵便受け箱

内部は、竣工当時から使われていたであろう設備や仕上げが保存・活用されておりましたのでいくつかご紹介します。まず、アメリカ製の郵便受け箱です。各階から投入した郵便物が最下階の郵便受け箱に集まるメールシュートのような仕組みのもので、ホールに設置されていました。同じものが国会議事堂や明治生命館にもあります。

次に屋内消火栓です。通常は不燃の鋼板製の箱の中に納めてあるものが一般的ですが、ガラスの扉の中にホースや吹き出し口が見えるように格納されています。昭和初期には屋内消火栓はまだ一般的ではなかったため、当時としては先進的な消火設備が設けられていたようです。



屋内消火栓

図書館資料については、一部の開架式資料を除き、約13万冊が閉架式の書庫で保管されています。書架は東日本大震災での影響により木材を用いた補強がなされていますが、使いながら大切に保存されている大型の木製書架があり、真鍮製の落下防止柵と相まって、竣工当時の趣が感じられる貴重なものでした。



市政専門図書館の書庫

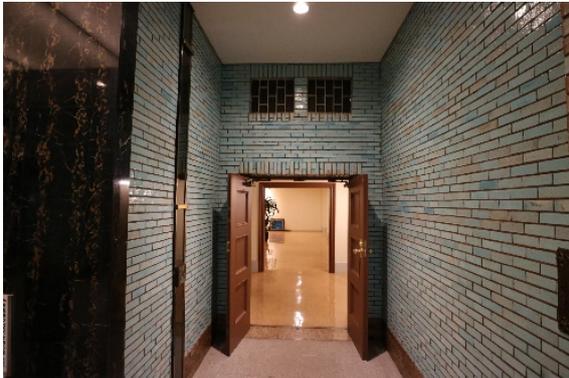
そのほか、エントランスには鋼製の重厚な鎧戸が当時のまま使われており、エレベーターホールや廊下の壁仕上げは、大理石と漆喰のほか、淡い青色のタイルが美しく保存され、当時の設えを上手く保存しつつ照明などの新しい機能を合わせる工夫がされていました。また、屋内の階段室においても、優美な曲線を描く階段手すりが当時のまま保存されており、見応えのある空間となっています。



鎧戸

#### 4. おわりに

国土交通省の職員として、文部科学省庁舎（現文化庁庁舎）の保存改修の参考にするため、外壁に使われているタイルの改修状況を確認しようと 15 年ほど前に一度だけ立ち寄った以外は、気になりつつもなかなか内部へ入る機会がありませんでした。今回の見学はとても有意義であり、今後の様々な既存建物の保存や活用の検討に当たり、参考になる機会となりました。



市政会館の内部の様子

(さいとう こうじ)

# 支部経済産業省図書館を見学して

支部日本学術会議図書館 森田 健嗣

## 1. はじめに

令和元年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員特別研修（支部経済産業省図書館見学）が令和2年1月22日に行われ、当日は中央館と各支部図書館から15名が参加しました。



支部経済産業省図書館

## 2. 図書館の概要

大正14年の商工省設置に伴う図書購入と保管から始まり、昭和18年に軍需省に統合、昭和23年に国立国会図書館支部商工省図書館が設置され、昭和24年に支部通商産業省図書館、平成13年に支部経済産業省図書館<sup>1</sup>となり、今日に至っています。

現在は経済産業行政部門の専門図書館として、主に、経済産業、対外経済、ものづくり、情報・流通、中小企業、エネルギー、安全・安心等の政策に関する資料を対象として収集し、統計資料については重点的に収集・整備を図っています。

## 3. 閲覧室及び書庫の見学

閲覧室は経済産業省別館1階にあり、面積146㎡、席数28座席です。特設コーナーでは、職員の執務用に政策に関するテーマを月別に決めて選書・排架するほか、研修の一環として省内の職員が書評を書く「書評リレー」で紹介された図書を配架しています。雑誌架には主に統計、業界専門誌、法務・貿易・金融等およそ210種が配架されています。壁際には資料管理検索専用PC・電子資料閲覧専用PC各1台を置いています。さらに昼休みも開館しカウンター対応をしています。

書庫（閉架式）は閲覧室のカウンター裏にあり、面積は607㎡、書架は84連（うち、集密

<sup>1</sup> <https://www.meti.go.jp/topic/data/e70621aj.html>

書架 37 連) です。カウンターから近い場所に、利用頻度の高い NDC 分類 3 類 (政治、法律、経済、財政、統計、社会) の図書を置き、司書が対応しやすい配置となっています。委託調査報告書、閲覧室内雑誌のバックナンバー、JIS ハンドブック、工業統計表 (明治 42 年創刊～)、本邦鉱業の趨勢 (明治 30 年創刊～) をはじめ、農商務省、商工省時代の統計書、さらに商工政策史、通商産業政策史など、専門図書館としての機能を発揮することに資する書物を約 10 万冊所蔵しています。



### NDC 分類 3 類

またイントラネット (内部ネットワーク) に、利用案内、蔵書検索等を掲載した図書館 HP を設置しています。職員自らが貸出図書の確認、予約、延長等ができるほか、図書の自席配達サービスが選択でき、購入希望も常時受付しています。ほかにも省内連絡誌「図書館便り」により特設コーナーや新着図書等のお知らせを全職員に配信等しています。

#### 4. おわりに

今回の研修では、職員等が利用しやすいよう、図書館を挙げて創意工夫に取り組んでいることがうかがえました。

最後の質疑応答の時間では、書架の耐震装置、昼休み開館の対応、新規配属職員への案内、書評リレー等について質問が出され、丁寧に回答いただきました。

御案内、御対応いただいた同館の皆さまに厚く御礼申し上げます。



新着・特設コーナー



書評リレー

(もりた けんじ)

# 令和元年度国立国会図書館長と行政・ 司法各部門支部図書館長との懇談会

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課

令和元年12月6日、国立国会図書館（東京本館）において、標記懇談会が実施された。

中央館から、大島薫総務部司書監が「最近のトピック」と題して、マラケシュ条約<sup>1</sup>の国内発効による図書館サービスへの影響及びジャパンサーチ試験版<sup>2</sup>の公開について報告した。続いて佐藤毅彦電子情報部長が「次世代システム開発研究室の取組」と題して、次世代システム開発研究室が開発した次世代デジタルライブラリー<sup>3</sup>の機能、GitHub<sup>4</sup>を用いた技術情報の公開<sup>5</sup>について報告した。

支部図書館から、支部農林水産省図書館農林水産政策研究所分館<sup>6</sup>の植田知明司書専門官が、「農林水産省農林水産政策研究所図書館一伝統を受け継ぎ、進取の気概を忘れずー」と題して、沿革と現状、最近の取組について報告がなされた。1冊の本について内容を掘り下げて語りあう会を開催する等、図書館という場所をいかして利用者に参画してもらう試みを行っていることが注目された。



また、岩本康志専門調査員・調査及び立法考査局経済産業調査室主任から、「政策形成における各種データの活用及びその共有」と題して、特別講演が行われた。近年行政府省等において推進されているEBPM（証拠に基づく政策形成）が取り上げられ、証拠となるデータの取得・分析方法や課題について、

- ・ 政策評価・立案にデータを活用するための体制整備の必要性
- ・ 学界と行政が相互理解を深めることの重要性

の指摘がなされた。

（しぶとしよかん・きょうりよくか）

<sup>1</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25\\_001279.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001279.html)

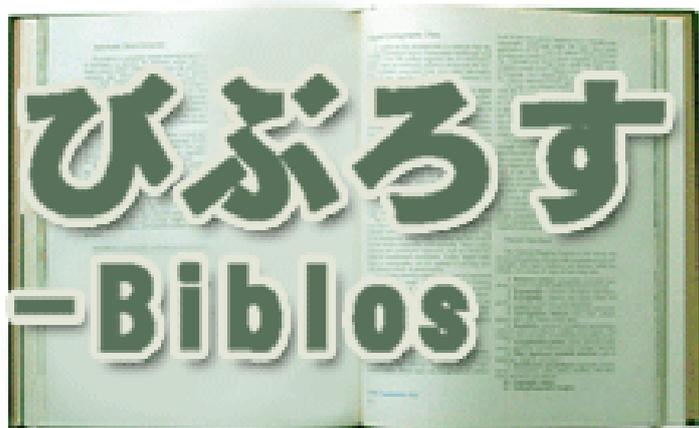
<sup>2</sup> <https://jpsearch.go.jp/>

<sup>3</sup> <https://lab.ndl.go.jp/dl/>

<sup>4</sup> プログラムのソースコードやデータを公開・共有するサイト

<sup>5</sup> <https://github.com/ndl-lab>

<sup>6</sup> <https://www.maff.go.jp/primaff/about/library/index.html>



87号

令和2年4月

発行 / 国立国会図書館総務部

ISSN : 1344-8412

web版ではリンクをご活用いただけます

<https://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/>

 国立国会図書館  
National Diet Library, Japan